

# 岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する 条例解釈運用基準

制定 平成21年12月18日  
改正 平成23年7月12日  
平成25年4月1日  
平成27年4月1日

## 第1章 総 則

### 第1条 目 的

第1条 この条例は、産業廃棄物処理施設等の設置等に係る事業計画の周知の手続、これに対する関係住民等の意見を求めるための手続その他必要な事項を定めることにより、産業廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化と透明性の確保を図り、もって産業廃棄物処理施設等の設置等に係る合意の形成及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

#### 規則（趣旨）

第1条 この規則は、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例（平成21年岐阜県条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 【趣 旨】

本条は、条例の目的を明らかにしたものである。

#### 【解釈・運用】

- 1 「産業廃棄物処理施設等の設置等」とは、産業廃棄物処理施設又は小規模産業廃棄物処理施設の設置、変更又は使用に係る許可申請等の行為をいい、第2条第9号で規定している。
- 2 「手続の適正化」とは、産業廃棄物処理施設等の種類等に応じて、必要な手続、その手順及び手続に要する期間等を明確にし、適正に実施することである。
- 3 「透明性の確保」とは、手続の内容及びその実施過程等について、広く知り得る状態とすることである。
- 4 「合意の形成」とは、産業廃棄物処理施設等の設置等に伴って生ずる周辺地域の生活環境の保全に関する紛争を予防するための事業者と関係住民との相互理解をいい、第2条第17号で規定している。

### 第2条 定 義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。
- 二 令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。
- 三 省令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいう。
- 四 適正処理条例 岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例（平成11年岐阜県条例第10号）をいう。
- 五 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。

- 六 産業廃棄物処理施設 法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。
- 七 小規模産業廃棄物処理施設 適正処理条例第 21 条第 1 項に規定する小規模産業廃棄物処理施設であって、その設置又は使用に関し同項又は同条第 2 項の規定による届出を要するものをいう。
- 八 産業廃棄物処理施設等 前 2 号に掲げる施設をいう。
- 九 産業廃棄物処理施設等の設置等 次に掲げる行為をいう。
  - イ 産業廃棄物処理施設の設置であって、当該設置に関し第 5 条第 1 項第 2 号に規定する手続を要するもの
  - ロ 産業廃棄物処理施設に係る変更であって、当該変更に関し第 5 条第 1 項第 3 号に規定する手続を要するもの
  - ハ 小規模産業廃棄物処理施設の設置であって、当該設置に関し第 5 条第 1 項第 4 号に規定する手続を要するもの
  - ニ 小規模産業廃棄物処理施設に係る変更であって、当該変更に関し第 5 条第 1 項第 4 号に規定する手続を要するもの
  - ホ 自ら排出する産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設を設置している者が当該産業廃棄物処理施設を産業廃棄物の処分の業の用に供する行為であって、当該産業廃棄物の処分の業の実施に関し第 5 条第 1 項第 1 号に規定する手続を要するもの
- 十 生活環境影響調査 法第 15 条第 3 項（法第 15 条の 2 の 6 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査をいう。
- 十一 事業者 産業廃棄物処理施設等の設置等を行おうとする者をいう。
- 十二 環境影響評価実施事業者 産業廃棄物処理施設等の設置等（令第 7 条第 3 号、第 5 号、第 8 号又は第 11 号の 2 から第 14 号までに掲げる産業廃棄物処理施設に係るものに限る。）であって、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 2 条第 4 項に規定する対象事業又は岐阜県環境影響評価条例（平成 7 年岐阜県条例第 10 号）第 2 条第 2 号に規定する対象事業に該当するものを行う事業者をいう。
- 十三 周知地域 産業廃棄物処理施設等の設置等に係る事業計画の周知を行う地域をいう。
- 十四 関係住民 産業廃棄物処理施設等の設置等を行おうとする土地から 10 メートル以内の土地について所有権又は賃借権その他の当該土地を使用する権利を有する者、周知地域内に居住する者その他生活環境の保全上利害関係を有する者として規則で定める者をいう。
- 十五 関係市町村 周知地域が所在する市町村をいう。
- 十六 関係市町村長 関係市町村の長をいう。
- 十七 合意の形成 産業廃棄物処理施設等の設置等に伴って生ずる周辺地域の生活環境の保全に関する紛争を予防するための事業者と関係住民との相互理解をいう。

規則（定義）

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

規則（関係住民）

第 3 条 条例第 2 条第 14 号の生活環境の保全上利害関係を有する者として規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 周知地域内に事務所若しくは事業場を有する個人又は法人
- 二 周知地域内において農業又は林業を営む者
- 三 周知地域内の水域の管理者若しくは水利権者（慣行水利権者を含む。）又は当該水域において漁業を営む者若しくは漁業権者
- 四 町又は字の区域その他市町村内の一定の地域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「自治会等」という。）であって周知地域内に居住する者が属する団体
- 五 前各号に掲げる者のほか、周辺地域の生活環境の保全上の見地から利害関係を有すると認められる者

【趣 旨】

本条は、条例で用いる用語の定義を明らかにしたものである。

## 【解釈・運用】

- 1 「産業廃棄物処理施設」とは、法第15条第1項の規定により設置にあたって知事の許可が必要な施設をいい、具体的には令7条で規定している。
- 2 「小規模産業廃棄物処理施設」とは、産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処分業者が設置する施設であって、適正処理条例第21条第1項及び第2項の規定により設置、又は使用にあたって届出が必要な施設をいう。具体的には、産業廃棄物処理施設に規定する処理能力に満たない施設や産業廃棄物を処理するためのその他の施設（選別施設、肥料化施設、切断施設、炭化施設等）が該当する。
- 3 「産業廃棄物処理施設等の設置等」とは、次の①～⑤の手続を要するものをいう。
  - ①法に規定する産業廃棄物処理施設の設置許可申請
  - ②法に規定する産業廃棄物処理施設の変更許可申請
  - ③適正処理条例に規定する小規模産業廃棄物処理施設の設置又は使用の届出
  - ④適正処理条例に規定する小規模産業廃棄物処理施設の変更届出（軽微な変更を除く。）
  - ⑤自ら排出する産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設を設置している者が、当該施設を産業廃棄物処分業の用に供するために行う業の許可申請又は変更許可申請
- 4 「生活環境影響調査」とは、産業廃棄物処理施設を設置又は変更することが周辺地域の生活環境にどのような影響を及ぼすかについて行う調査をいい、事業者が実施するものである。
- 5 「周知地域」とは、事業計画の周知を行う地域をいい、事業者が規則第8条第3項の基準を勘案しその範囲を定めること。
- 6 「関係住民」とは、産業廃棄物処理施設等の設置等に伴い生活環境の保全上利害関係を有すると認められる者をいい、事業者が事業計画の周知を行う対象となる者である。
- 7 規則第3条の「農業を営む者」とは、周知地域内の農地所有者（他の者が農地法第3条の賃借権又は農業経営基盤強化促進法による利用権（以下、使用権等という。）を有する場合を除く。）又は使用権等を有する者若しくは家畜を飼育する者をいう。なお、相当期間農業を営んでいない者は関係住民に含めない。
- 8 規則第3条の「林業を営む者」とは、周知地域内の森林において木材を生産する者及び特用林産物（山林から生産される産物のうち、木材以外のきのこ類、木炭、竹、桐などの産物をいう。）を採取する者をいい、山林所有者や林業を受託している森林組合等が該当する。
- 9 規則第3条の「周知地域内の水域」とは、施設からの放流水（雨水及び生活排水を除く。）がある場合において規則第8条第3項第6号に基づき定めた水域をいう。その管理者には、例えば、農業用の用排水路の管理者である土地改良区が考えられる。
- 10 規則第3条の「水利権者」とは、河川の流水、湖沼の水などを取水し利用することができる権利（水利権）を有する者をいい、河川法に基づき河川管理者から許可を受けた者のほかに、明治29年の旧河川法成立以前から主として灌漑用として流水を占用していたために許可を受けているものとみなされた者（慣行水利権者）が該当する。
- 11 規則第3条の「漁業を営む者」とは、水産動植物の採捕又は養殖の事業を行う者をいう。なお、周知地域内の水域において漁業権を有する漁業協同組合の組合員は関係住民に含めるが、レクリエーション目的の遊漁者は関係住民に含めない。
- 12 規則第3条の「漁業権者」とは、漁業法の規定により特定の水面において一定範囲の漁業を営む権利を許可されている者をいう。

- 1 3 複数の自治会等で構成される連合自治会等は、規則第3条の「町又は字の区域その他市町村内の一定の地域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（自治会等）」には含めない。

### 第3条、第4条 関係者の責務

第3条 県は、関係市町村と協力し、生活環境の保全に配慮した産業廃棄物処理施設等の設置等が行われるよう事業者の指導を行うとともに、合意の形成が図られるよう努めるものとする。

第4条 事業者は、産業廃棄物処理施設等の設置等に当たっては、周辺地域の生活環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、関係住民に対し、事業計画について正確かつ誠実に情報を提供しなければならない。

2 事業者は、この条例に規定する手続の過程において、周辺地域の生活環境の保全のため適正な配慮を行う旨の見解を示したときは、誠実にこれを遵守しなければならない。

3 事業者及び関係住民は、相互の立場を尊重し、合意の形成に努めなければならない。

#### 【趣 旨】

本条は、条例の目的に資するための県及び事業者等の責務を定めたものである。

### 第5条 条例手続の時期

第5条 事業者は、次に掲げる手続を行おうとするときは、あらかじめこの条例に規定する手続を実施し、第29条の規定による通知を受けておかななければならない。

一 法第14条第6項若しくは第14条の2第1項又は第14条の4第6項若しくは第14条の5第1項の許可に係る申請（自ら排出する産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設を設置している事業者が当該産業廃棄物処理施設を使用して産業廃棄物の処分の業を行おうとするもの（許可の更新に係るものを除く。）に限る。）

二 法第15条第1項の許可に係る申請

三 法第15条の2の6第1項の許可に係る申請

四 適正処理条例第21条第1項、第2項又は第3項の規定による届出（規則で定めるものを除く。）

2 事業者が第29条の規定による通知を受けた日から1年を経過した日以後に前項各号に掲げる手続を行おうとするときは、事業者が当該通知を受けていないものとみなして前項の規定を適用する。

規則（条例手続を要しない適正処理条例に基づく届出）

第4条 条例第5条第1項第4号の規則で定めるものは、岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則（平成11年岐阜県規則第126号）第12条第3項第2号に規定する場合に係る届出とする。

#### 【趣 旨】

本条は、一定の法又は適正処理条例に基づく手続（以下「法手続等」という。）を行う前に条例手続を行わなければならないこと及び当該法手続等の範囲等について定めたものである。

#### 【解釈・運用】

1 条例の対象となる法手続等は、第2条第9号で規定する産業廃棄物処理施設等の設置等に要する法手続等である。

2 法手続等を行う前にこの条例の手続を実施しなければならない。これは、条例の目的である「合意の形成及び生活環境の保全」に寄与するためには、事業計画について関係住民の理

解を得ることや、事業計画に関係住民の意見を反映することが必要であるため、事業計画を変更することができる段階で条例手続の実施を求めるものである。

## 第6条 許可の制限等

第6条 知事は、産業廃棄物処理施設等の設置等について、事業者が第29条の規定による通知を受ける前に前条第1項第2号又は第3号の申請を行った場合は、当該申請が法第15条の2第1項第2号（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の規定に適合していないものとして、当該許可をしないことができる。

2 知事は、産業廃棄物処理施設等の設置等について、事業者が第29条の規定による通知を受ける前に前条第1項第1号の申請を行った場合は、法第14条第11項（法第14条の2第2項において準用する場合を含む。）又は第14条の4第11項（法第14条の5第2項において準用する場合を含む。）の規定により、当該許可に係る行為を行う前に第29条の規定による通知を受けるべき旨の条件を当該許可に付すことができる。

### 【趣旨】

本条は、事業者が第5条第1項の規定に反して法手続等を行った場合に、当該申請を不許可処分とすること、許可条件を付すことについて定めたものである。

## 第2章 事業計画書

### 第7条 事業計画書の提出

第7条 事業者は、産業廃棄物処理施設等の設置等を行おうとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した事業計画書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 産業廃棄物処理施設等の設置等の目的又は産業廃棄物処理施設等の設置等を必要とする理由
- 三 産業廃棄物処理施設等の設置等の場所
- 四 産業廃棄物処理施設等の種類
- 五 産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類
- 六 産業廃棄物処理施設等の処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- 七 産業廃棄物処理施設等の位置、構造等の計画
- 八 産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画
- 九 周辺地域の生活環境の保全のための措置
- 十 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 事業者は、事業計画に係る産業廃棄物処理施設等が法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可に係る申請に関し生活環境影響調査の結果を記載した書類（以下「生活環境影響調査結果書」という。）を添付しなければならないものであるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を事業計画書に添付しなければならない。

- 一 事業計画に係る産業廃棄物処理施設等が令第7条第3号、第5号、第8号又は第11号の2から第14号までのいずれかに掲げる産業廃棄物処理施設である場合 生活環境影響調査を行う方法について規則で定める事項を記載した書類（以下「生活環境影響調査方法書」という。）
- 二 事業計画に係る産業廃棄物処理施設等が令第7条各号（第3号、第5号、第8号及び第11号の2から第14号までを除く。）のいずれかに掲げる産業廃棄物処理施設である場合 生活環境影響調査結果書

規則（事業計画書の提出）

第5条 条例第7条第1項の規定による事業計画書の提出は、別記様式第1号に次に掲げる

書類及び図面を添付して行うものとする。

- 一 産業廃棄物処理施設等の処理能力の算出根拠を明らかにする書類
  - 二 産業廃棄物処理施設等の構造を明らかにする設計計算書（平面図、立面図、断面図及び構造図を含む。）
  - 三 産業廃棄物処理施設等（最終処分場に限る。）の周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
  - 四 産業廃棄物処理施設等（最終処分場を除く。）の処理工程図
  - 五 産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法を明らかにする書類及び図面
  - 六 産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画を明らかにする書類及び図面
  - 七 産業廃棄物処理施設等の設置等の場所（以下「計画地」という。）付近の見取図並びに計画地及び計画地に隣接する土地の字絵図
  - 八 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面
- 2 条例第7条第1項第10号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- 一 産業廃棄物の最終処分場にあつては、災害防止のための計画及び埋立処分の計画
  - 二 令第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第12号及び第13号の2に掲げる産業廃棄物処理施設にあつては、焼却灰等の処分方法
  - 三 令第7条第4号、第6号及び第11号に掲げる産業廃棄物処理施設にあつては、汚泥等の処分方法
  - 四 令第7条第11号の2に掲げる産業廃棄物処理施設にあつては、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法
  - 五 小規模産業廃棄物処理施設にあつては、産業廃棄物の中間処理後に生ずる産業廃棄物の処分方法
  - 六 産業廃棄物処理施設等に係る産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項
  - 七 着工予定年月日及び使用開始予定年月日
  - 八 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 3 条例第7条第2項第1号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- 一 産業廃棄物処理施設の設置に関する計画等に関する事項
    - イ 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
    - ロ 産業廃棄物処理施設の設置の場所
    - ハ 産業廃棄物処理施設の種類
    - ニ 処理する産業廃棄物の種類
    - ホ 産業廃棄物処理施設の処理能力
    - ヘ 産業廃棄物処理施設の処理方式
    - ト 産業廃棄物処理施設の構造及び設備
    - チ 公害防止対策
  - 二 生活環境影響調査項目の選定に関する事項
    - イ 調査項目として選定した項目及びその理由
    - ロ 調査項目として選定しなかった項目及びその理由
  - 三 生活環境影響調査の実施方法に関する事項
    - イ 調査対象地域
    - ロ 生活環境影響調査項目の現況及び予測に必要な自然的社会的条件の現況を把握する方法（調査地点、調査時期及び調査方法）
    - ハ 生活環境影響調査項目の変化の程度及びその範囲を予測する方法（予測地点、予測範囲、予測手法及び予測条件）
    - ニ 周辺地域の環境に及ぼす影響の程度を分析する方法

## 【趣 旨】

本条は、産業廃棄物処理施設等を設置等する場合には事業計画書の提出が必要であること及びその記載事項、添付書類等について定めたものである。

## 【解釈・運用】

### （第1項関係）

- 1 「産業廃棄物処理施設等の設置等の場所」とは、産業廃棄物処理施設等が設置又は使用さ

れる位置を含んだ事業の用地全体、すなわち、事業の用に供する場所をいう。

- 2 「産業廃棄物処理施設等の位置、構造等の計画」とは、法第15条第2項第6号で規定する「産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画」に準じており、記載事項は次の①～⑥のとおりである。
  - ①産業廃棄物処理施設等の位置
  - ②産業廃棄物処理施設等の処理方式
  - ③産業廃棄物処理施設等の構造及び設備
  - ④処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）
  - ⑤設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値
  - ⑥その他産業廃棄物処理施設等の構造等に関する事項
  
- 3 「産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画」とは、法第15条第2項第7号で規定する「産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項」に準じており、記載事項は次の①～③のとおりである。なお、維持管理に関する計画は、周辺地域の生活環境の保全等について適正な配慮を行うものであること。
  - ①排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値
  - ②排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項
  - ③その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項
  
- 4 「周辺地域の生活環境の保全のための措置」とは、特に周辺地域の生活環境の保全のために講じる事項をいい、次の①～⑥について具体的に記載する。
  - ①施設の構造、設備に関するもの
  - ②施設の維持管理に関するもの
  - ③車両の搬入搬出時間等に関するもの
  - ④施設の稼働時間等に関するもの
  - ⑤環境管理計画（モニタリング、維持管理目標値等）に関するもの
  - ⑥その他騒音、振動、悪臭、水質汚濁、大気汚染の防止等に関するもの
  
- 5 事業計画書の記載事項及び添付書類（図面を含む。）は、規則第5条第1項及び第2項で規定するとおりであり、産業廃棄物処理施設設置許可申請及び小規模産業廃棄物処理施設設置届出の記載事項及び添付書類等に準じている。

規則第5条第1項第8項の「知事が必要と認める書類及び図面」には、例えば事業計画の概要を記載した書類、計画地の土地登記事項証明書、産業廃棄物処理施設等の技術上の基準及び維持管理の技術上の基準について適合状況を記載した書類、定款又は寄付行為及び登記事項証明書（法人の場合）、適用除外に該当すると事業者が判断した理由書などがある。

## （第2項関係）

- 1 「生活環境影響調査方法書」とは、生活環境影響調査を行う方法について記載した書類をいい、記載事項は規則第5条第3項で規定するとおりである。産業廃棄物処理施設を設置等する場合は、生活環境影響調査を実施し、その結果を踏まえ事業計画を定めることになるが、告示縦覧施設については、その設置による周辺環境への影響が大きいと思われるため、調査を行う方法についても住民意見を考慮した調査を事業者に求めるものである。

告示縦覧施設は令第7条の2に規定されている施設をいい、具体的には、汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、石綿含有産業廃棄物の熔融施設、PCB汚染物等の焼却施設、PCB処理物の分解施設、PCB汚染物等の洗浄施設又は分離施設、産業廃棄物の焼却施設及び産業廃棄物の最終処分場が該当する。
  
- 2 生活環境影響調査結果書は、告示縦覧施設以外の産業廃棄物処理施設の事業計画書に添付すること。告示縦覧施設については、第21条の規定により提出すること。

- 3 生活環境影響調査における調査事項は、省令第11条の2の規定に準じて、廃棄物の処理に伴って生じる生活環境への影響を検討する観点から、施設の運転並びに当該施設に係る廃棄物の搬出入及び保管に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭及び地下水（最終処分場に限る。）とすること。

調査方法は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成18年9月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）」に示されている。

## 第8条 事業計画書の修正指示等

- 第8条 知事は、前条第1項の規定による事業計画書（事業者が同条第2項第1号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した場合（第21条第1項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合を除く。）にあつては生活環境影響調査方法書を、前条第2項第2号の規定により生活環境影響調査結果書を添付した場合及び第21条第1項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合にあつては生活環境影響調査結果書を含む。第12条第2項（第13条第2項において準用する場合を含む。）、第15条第2項第1号、第2号及び第3号、第19条第1項、第21条第1項並びに第23条第1項を除き、以下同じ。）の提出があつたときは、速やかに、その写しを関係市町村長に送付するとともに、関係法令の規定の適用の有無及び周辺地域の生活環境の保全上の見地から特に配慮すべき事項について、期限を定めて意見を聴くものとする。
- 2 知事は、前条第1項の規定による事業計画書の提出があつたときは、産業廃棄物処理施設等の設置等の場所及びその周辺の現況が事業計画書の内容と相違ないことを確認するものとする。
- 3 知事は、事業計画書を正確なものとするため必要があると認めるとき、又は事業計画が法第15条の2第1項第1号及び第15条の2の3第1項に規定する技術上の基準若しくは適正処理条例第21条第4項に規定する技術上の基準に適合しないと認めるときは、事業計画書の修正を指示することができる。
- 4 知事は、前項の規定により指示する事項がないとき、又は前項の規定により指示した事項について事業者が必要な修正を行ったと認めるときは、事業者にその旨を通知するものとする。

### 【趣 旨】

本条は、事業計画書の提出があつた場合の関係市町村長の意見聴取及び事業計画書の審査等について定めたものである。

### 【解釈・運用】

#### （第1項関係）

「関係法令の規定の適用の有無及び周辺地域の生活環境の保全上の見地から特に配慮すべき事項」とは、次の①～③のとおりである。

#### ①関係市町村長が所管する法令等の適用の有無

例：農地法、農業振興地域の整備に関する法律、文化財保護法、都市計画法、その他県条例（市町村が事務を行うもの）、市町村条例など

#### ②病院、学校、福祉施設等、利用者の特性に照らして、生活環境の保全について特に配慮が必要である施設の有無

#### ③その他周辺地域の生活環境の保全上の見地から特に配慮が必要な事項

#### （第3項関係）

- 1 「事業計画書を正確なものとするため必要があると認めるとき」とは、事業計画書及び添付書類（図面を含む。）の記載事項や書類に誤り、不足等がある場合をいう。

- 2 「技術上の基準に適合しないと認めるとき」とは、事業計画書及び添付された書類の記載事項が次の①～③の基準に適合していない場合をいう。



- ①法第 15 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する技術上の基準（産業廃棄物処理施設の技術上の基準）
- ②法第 15 条の 2 の 3 第 1 項に規定する技術上の基準（産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準）
- ③適正処理条例第 21 条第 4 項に規定する技術上の基準（小規模産業廃棄物処理施設に関する基準）

## 第 9 条 事業計画の変更

第 9 条 事業者は、事業計画書に記載された事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 前条の規定は、前項の規定による届出があった場合について準用する。この場合において、同条第 1 項中「前条第 1 項の規定による事業計画書（事業者が同条第 2 項第 1 号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した場合（第 21 条第 1 項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合を除く。）にあつては生活環境影響調査方法書を、前条第 2 項第 2 号の規定により生活環境影響調査結果書を添付した場合及び第 21 条第 1 項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合にあつては生活環境影響調査結果書を含む。第 12 条第 2 項（第 13 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 15 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号、第 19 条第 1 項、第 21 条第 1 項並びに第 23 条第 1 項を除き、以下同じ。）の提出」とあるのは「次条第 1 項の規定による届出」と、「その写し」とあるのは「当該届出に係る書類の写し」と、同条第 2 項中「前条第 1 項の規定による事業計画書の提出」とあるのは「次条第 1 項の規定による届出」と読み替えるものとする。
- 3 知事は、前項において準用する前条第 4 項の規定による通知をする場合（規則で定める場合を除く。）は、事業者が第 11 条第 1 項の規定による周知計画書の提出の手續以降の手續を再度実施すべきことを併せて指示するものとする。
- 4 事業者は、前項の規定による指示があつたときは、第 11 条第 1 項の規定による周知計画書の提出の手續以降の手續を実施しなければならない。この場合において、同項中「第 7 条第 1 項の規定による事業計画書の提出を行ったとき」とあるのは、「第 9 条第 3 項の規定による指示があつたとき」とする。

### ◎第 9 条第 2 項の規定による読替後の第 8 条

（事業計画書の修正指示等）

- 第 8 条 知事は、次条第 1 項の規定による届出があつたときは、速やかに、当該届出に係る書類の写しを関係市町村長に送付するとともに、関係法令の規定の適用の有無及び周辺地域の生活環境の保全上の見地から特に配慮すべき事項について、期限を定めて意見を聴くものとする。
- 2 知事は、次条第 1 項の規定による届出があつたときは、産業廃棄物処理施設等の設置等の場所及びその周辺の現況が事業計画書の内容と相違ないことを確認するものとする。
- 3 知事は、事業計画書を正確なものとするため必要があると認めるとき、又は事業計画が法第 15 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 15 条の 2 の 3 第 1 項に規定する技術上の基準若しくは適正処理条例第 21 条第 4 項に規定する技術上の基準に適合しないと認めるときは、事業計画書の修正を指示することができる。
- 4 知事は、前項の規定により指示する事項がないとき、又は前項の規定により指示した事項について事業者が必要な修正を行ったと認めるときは、事業者にその旨を通知するものとする。

### ◎第 9 条第 4 項の規定による置換後の第 11 条第 1 項

（周知計画書の提出）

- 第 11 条 事業者は、第 9 条第 3 項の規定による指示があつたときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した周知計画書を知事に提出しなければならない。
  - 一 周知地域及び関係住民に関する事項
  - 二 第 14 条第 1 項の規定による広告に関する事項
  - 三 第 15 条第 1 項の縦覧に関する事項

**四 第 16 条第 1 項の説明会に関する事項**  
**五 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項**

規則（事業計画の変更の届出）

第 6 条 条例第 9 条第 1 項の規定による届出は、別記様式第 2 号により行うものとする。

2 条例第 9 条第 3 項の規則で定める場合は、次のいずれかに該当する変更を行う場合とする。

- 一 主要な設備の変更を伴わず、かつ、施設の処理能力が増加しない事業計画の変更であつて、生活環境への負荷を増大させないことが明らかな変更
- 二 条例第 24 条第 1 項（条例第 25 条第 1 項において準用する場合を含む。）の見解、条例第 28 条第 1 項に規定する意見の調整又は条例第 36 条第 1 項に規定する環境保全協定に基づいて行われる事業計画の変更であつて、生活環境への負荷を増大させないことが明らかな変更
- 三 前 2 号に掲げるもののほか、生活環境への負荷を増大させないものと知事が認める変更

**【趣 旨】**

本条は、事業計画書に記載された事項に変更があつた場合には届出が必要であること、及び当該届出があつたときに必要となる条例手続について定めたものである。

**【解釈・運用】**

**（第 1 項関係）**

事業計画を変更しようとするときに変更届の提出を求めるものであり、第 29 条の終了の通知があつた後であっても法手続等を行うまでに事業計画を変更するときは変更届を提出しなければならない。

**（第 3 項関係）**

- 1 「規則で定める場合を除く」とは、事業計画の変更の届出が行われた場合には、原則として周知の手続をやり直す必要があるが、手続のやり直しを必要としない場合を規則第 6 条で規定したものである。
- 2 「周知計画書の提出の手続以降の手続を再度実施すべきことを併せて指示する」とは、変更前の事業計画に基づき周知の手続（広告、縦覧、説明会等）が行われている場合に、変更後の内容で関係住民に対する周知を求めるため、再度実施すべき手続を指定するものである。
- 3 規則第 6 条第 2 項第 1 号の「主要な設備」とは、省令第 12 条の 8 第 1 項第 3 号又は適正処理条例施行規則第 12 条第 3 項第 1 号ニに掲げる設備をいい、次のものが該当する。
  - ① 汚泥の脱水施設の場合は脱水機
  - ② 汚泥の乾燥施設の場合は乾燥設備
  - ③ 汚泥、廃油、廃プラスチック類、廃 PCB 等、その他の産業廃棄物の焼却施設の場合は燃焼室
  - ④ 廃油の油水分離施設の場合は油水分離設備
  - ⑤ 廃酸、廃アルカリの中和施設の場合は中和槽
  - ⑥ 廃プラスチック類、木くず、がれき類の破碎施設の場合は破碎機
  - ⑦ 汚泥（水銀、その化合物等、ダイオキシン類を含む）のコンクリート固型化施設の場合は混練設備
  - ⑧ 汚泥（水銀、その化合物を含む）のばい焼施設の場合はばい焼室
  - ⑨ シアン化合物（汚泥、廃酸、廃アルカリに含まれるもの）の分解施設の場合は熱分解設備又は分解槽
  - ⑩ 廃石綿等、石綿含有産業廃棄物の熔融施設の場合は熔融炉又は破碎設備
  - ⑪ 廃 PCB 等、PCB 処理物の分解施設の場合は反応設備
  - ⑫ PCB 汚染物、PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設の場合は洗浄設備又は分離設備
  - ⑬ 遮断型最終処分場の場合は外周仕切設備

- ⑭ 安定型最終処分場の場合は擁壁又はえん堤
- ⑮ 管理型最終処分場の場合は遮水層又は擁壁若しくはえん堤
- ⑯ 産業廃棄物の切断施設の場合は切断施設
- ⑰ 産業廃棄物の再生施設の場合は再生に係る主たる機械設備
- ⑱ 産業廃棄物の生物処理施設の場合は有機肥料化施設及び微生物処理設備
- ⑲ 産業廃棄物の機械選別施設の場合は機械選別施設
- ⑳ ①～⑥及び⑱の小規模産業廃棄物処理施設以外の小規模産業廃棄物処理施設の場合は中間処理に係る主たる設備

- 4 規則第6条第2項第1号の「生活環境への負荷を増大させないことが明らか」とは、変更前の事業計画に基づく生活環境への負荷（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭）について、変更事項を要因として増大する要素が無いことが明らかな場合をいう。
- 5 規則第6条第2項第2号の「条例第24条第1項（条例第25条第1項において準用する場合を含む。）の規定による見解又は条例第28条第1項の規定による意見の調整若しくは条例第36条第1項の規定による環境保全協定に基づいて行われる事業計画の変更」とは、事業者が周辺地域の生活環境の保全に配慮する旨を明らかにする条例手続（意見に対する見解、意見の調整における合意事項及び環境保全協定の締結事項）に基づいて行われる変更をいう。一般的に当初の事業計画による生活環境への負荷を低減する変更が行われるため、これらに基づき変更を行う場合であって生活環境への負荷を増大させないことが明らかな場合については、条例手続をやり直す必要はない。
- 6 規則第6条第2項第3号の「生活環境への負荷を増大させないものと知事が認める変更」とは、例えば、2機の破砕機を設置する事業計画を1機に変更する場合は考えられる。

## 第10条 事業計画の廃止

- 第10条 事業者は、事業計画を廃止したときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、関係市町村長に通知するとともに、規則で定めるところにより、関係住民に対し周知するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、知事は、廃止に係る事業計画について第14条第1項の規定による広告の手続が行われていないときは、前項の規定による周知をしないことができる。

### 規則（事業計画の廃止の届出）

- 第7条 条例第10条第1項の規定による届出は、別記様式第3号により行うものとする。
- 2 条例第10条第2項の規定による周知は、次の方法により14日間行うものとする。
- 一 県が開設するインターネットのホームページへの掲載
  - 二 計画地を所管する岐阜地域環境室又は県事務所での掲示
  - 三 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

### 【趣 旨】

本条は、事業計画書の提出の手続が行われた以後に、事業計画を廃止した場合には届出が必要であること及び当該届出があったときの県の周知等について定めたものである。

## 第3章 事業計画の周知

### 第11条 周知計画書の提出

- 第11条 事業者は、第7条第1項の規定による事業計画書の提出を行ったときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した周知計画書を知事に提出しなければならない

い。

- 一 周知地域及び関係住民に関する事項
- 二 第 14 条第 1 項の規定による広告に関する事項
- 三 第 15 条第 1 項の縦覧に関する事項
- 四 第 16 条第 1 項の説明会に関する事項
- 五 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 周知地域は、産業廃棄物処理施設等の設置等により生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域として規則で定める地域を基準として定めなければならない。

規則（周知計画書の提出）

第 8 条 条例第 11 条第 1 項（条例第 22 条において準用する場合を含む。）の規定による周知計画書の提出は、別記様式第 4 号に次に掲げる書類及び図面を添付して行うものとする。

一 周知地域、広告の場所、縦覧の場所、説明会の場所及び周知の場所を明らかにする図面

二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面

2 条例第 11 条第 1 項第 5 号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一 条例第 20 条第 2 項の規定による生活環境影響調査を行う方法について検討を加えた結果（以下「検討結果」という。）の周知に関する事項（条例第 7 条第 2 項第 1 号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者（環境影響評価実施事業者を除く。）に限り、条例第 22 条において準用する条例第 11 条第 1 項の規定による周知計画書の提出の場合を除く。）

二 条例第 24 条第 3 項（条例第 25 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する見解の周知に関する事項（条例第 7 条第 2 項第 1 号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者にあつては、条例第 22 条において準用する条例第 11 条第 1 項の規定による周知計画書の提出の場合に限る。）

3 条例第 11 条第 2 項の規則で定める地域は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める地域とする。

一 令第 7 条第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号の 2、第 9 号、第 10 号及び第 11 号に該当する産業廃棄物処理施設 計画地の敷地境界から 200 メートル以内の地域及び生活環境影響調査の結果から周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域

二 令第 7 条第 3 号、第 5 号、第 8 号、第 11 号の 2、第 12 号、第 12 号の 2、第 13 号及び第 13 号の 2 に該当する産業廃棄物処理施設 計画地の敷地境界から 500 メートル以内の地域及び生活環境影響調査の結果から周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域

三 令第 7 条第 14 号に該当する産業廃棄物処理施設 計画地の敷地境界から 500 メートル以内の地域、廃棄物運搬車両の走行によって交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道（道路境界から 100 メートル以内の地域）及び生活環境影響調査の結果から周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域

四 産業廃棄物の焼却を行う小規模産業廃棄物処理施設 計画地の敷地境界から 500 メートル以内の地域

五 前項の小規模産業廃棄物処理施設以外の小規模産業廃棄物処理施設 計画地の敷地境界から 100 メートル以内の地域

六 産業廃棄物処理施設等のうち施設からの放流水（雨水及び水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 9 項に規定する生活排水を除く。以下同じ。）を伴うもの 前各号に定める範囲に、放流水が流入する公共用水域（同法第 2 条第 1 項に規定する公共用水域をいう。）における放流地点から 1000 メートル以内の水域（当該水域において低水量時に放流水が 100 倍に希釈される場合はその地点までの水域）及び生活環境影響調査の結果から周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある水域を加えた地域

#### 【趣 旨】

本条は、周知計画書とその記載事項及び周知計画書に添付する書類等並びに周知地域の設定基準等について定めたものである。

## 【解釈・運用】

### (第1項関係)

- 1 「周知地域及び関係住民に関する事項」とは、事業計画の周知を行う地域及び周知の対象となる関係住民の設定に関する事項をいい、周知地域は規則第8条第3項の基準を勘案して十分な範囲となるよう設定すること。また、関係住民は、第2条第14号及び規則第3条の規定する者について周知地域内の状況を記載すること。なお、規則第3条で規定する関係住民のすべての者を事業者が個々に把握することを求めるものではなく、その多くの者が知りうる方法により周知することを求めるものである。
- 2 「広告に関する事項」とは、関係住民に対する広告の実施方法に関する事項をいい、広告の方法ごとに、その方法、対象地域、対象となる関係住民及び実施期間を周知計画書に記載すること。  
また、規則第8条第1項第2号の知事が必要と認める書類又は図面として、関係住民の多くの者に広告できると事業者が判断した理由を記載した書類又は図面を添付すること。
- 3 「縦覧に関する事項」とは、事業計画書の写し等を公衆に縦覧する方法に関する事項をいい、縦覧の場所ごとに、その場所、期間及び時間を周知計画書に記載すること。
- 4 「説明会に関する事項」とは、関係住民に対する事業計画に係る説明会の開催に関する事項のことをいい、説明会ごとに、その開催日時、場所、対象となる関係住民及び説明会で配布を予定する書類等について周知計画書に記載すること。なお、説明会で配布を予定する書類及び図面等については、周知計画書に添付することを要しないが、説明会を開催するまでに提出すること。
- 5 周知計画書の様式及び添付する書類及び図面は、規則第8条第1項で規定するとおりである。「知事が必要と認める書類及び図面」には、例えば広告の案、縦覧の場所及び周知の場所における表示の案がある。
- 6 規則第8条第2項で規定する周知計画書に記載する事項は、事業者の区分により次のとおりである。
  - (1) 事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者
    - ① 周知地域及び関係住民に関する事項
    - ② 広告に関する事項
    - ③ 縦覧に関する事項
    - ④ 説明会に関する事項
    - ⑤ ア生活環境影響調査を行う方法に係る検討結果の周知に関する事項（生活環境影響調査方法書等の周知に係る周知計画書の場合（環境影響評価実施事業者を除く））  
イ見解の周知に関する事項（生活環境影響調査結果書の周知に係る周知計画書の場合）
  - (2) 事業計画書に生活環境影響調査結果書を添付した事業者
    - ① 周知地域及び関係住民に関する事項
    - ② 広告に関する事項
    - ③ 縦覧に関する事項
    - ④ 説明会に関する事項
    - ⑤ 見解の周知に関する事項
  - (3) 事業計画書に生活環境影響調査方法書及び生活環境調査結果書を添付しなかった事業者
    - ① 周知地域及び関係住民に関する事項
    - ② 広告に関する事項
    - ③ 縦覧に関する事項
    - ④ 説明会に関する事項
    - ⑤ 見解の周知に関する事項
- 7 規則第8条第2項第1号の「生活環境影響調査を行う方法について検討を加えた結果の周

知に関する事項」とは、調査の方法に関する意見書の提出があった場合にその検討結果を関係住民に周知する方法等に関する事項をいい、その周知の方法、周知の期間及び周知の時間について周知計画書に記載すること。

- 8 規則第8条第2項第2号の「見解の周知に関する事項」とは、条例第23条第1項又は条例第25条第1項の規定による意見書の提出があった場合に見解を関係住民に周知する方法等に関する事項をいい、その周知の方法、周知の期間及び周知の時間について周知計画書に記載すること。

## (第2項関係)

- 1 周知地域は、設置等を行う施設の種類に応じて規則第8条第3項で規定する次の地域を基準として設定すること。

### (1) 産業廃棄物処理施設

①汚泥の脱水施設、汚泥の乾燥施設、廃油の油水分離施設、廃酸・廃アルカリの中和施設、廃プラスチック類の破碎施設、木くず・がれき類の破碎施設、汚泥（水銀等を含む）のコンクリート固化施設、汚泥（水銀、その化合物を含む）のばい焼施設、シアン化合物（汚泥等に含まれるもの）の分解施設

→ 計画地の敷地境界から200m以内の地域及び生活環境影響調査の結果から周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域

②汚泥（PCB汚染物等を除く）の焼却施設、廃油（廃PCB等を除く）の焼却施設、廃プラスチック類（PCB汚染物等を除く）の焼却施設、廃石綿等・石綿含有産業廃棄物の溶融施設、廃PCB等の焼却施設、廃PCB等の分解施設、PCB汚染物等の洗浄施設又は分離施設、その他の産業廃棄物の焼却施設

→ 計画地の敷地境界から500m以内の地域及び生活環境影響調査の結果から周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域

③産業廃棄物の最終処分場（遮断型最終処分場、安定型最終処分場、管理型最終処分場）

→ 計画地の敷地境界から500m以内の地域及び廃棄物運搬車両の走行によって交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道（道路境界から100m以内の地域）及び生活環境影響調査の結果から周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域

### (2) 小規模産業廃棄物処理施設

①産業廃棄物の焼却を行う小規模産業廃棄物処理施設

→ 計画地の敷地境界から500m以内の地域

②その他の小規模産業廃棄物処理施設

→ 計画地の敷地境界から100m以内の地域

### (3) 施設から放流水がある産業廃棄物処理施設又は小規模産業廃棄物処理施設

→ 上記(1)(2)の施設の種類に応じた範囲に加え、放流水が流入する公共用水域における放流地点から1000メートル以内の水域（低水量時に放流水が100倍に希釈される場合はその地点まで）及び生活環境影響調査の結果から周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある水域

- 2 周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域を周知地域とする理由は、施設の種類に応じて定める基準が、施設の規模等を考慮していない最小範囲のものであり、調査の結果生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域が、その範囲外になることが想定されるためである。例えば、生活環境影響調査の結果、焼却施設のばい煙の最高濃度到達地点が施設の種類に応じて定めた基準から設定した地域以外の地域に現れた場合などが考えられる。

## 第12条 周知計画書の修正指示等

第12条 知事は、前条第1項の規定による周知計画書の提出があったときは、速やかに、その写しを関係市町村長に送付するとともに、その内容について、期限を定めて意見を聴くものとする。

2 知事は、事業計画（事業者が第7条第2項第1号の規定により事業計画書に生活環境影

響調査方法書を添付した場合（第 21 条第 1 項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合を除く。）にあつては生活環境影響調査を行う方法を、第 7 条第 2 項第 2 号の規定により生活環境影響調査結果書を添付した場合及び第 21 条第 1 項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合にあつては生活環境影響調査の結果を含む。以下同じ。）の周知のため必要があると認めるときは、周知計画書の修正を指示することができる。

- 3 知事は、前項の規定により指示する事項がないとき、又は前項の規定により指示した事項について事業者が必要な修正を行ったと認めるときは、事業者にその旨を通知するものとする。

#### 【趣 旨】

本条は、周知計画書の提出があつた場合の関係市町村長の意見聴取及び周知計画書の審査等について定めたものである。

#### 【解釈・運用】

##### （第 1 項関係）

関係市町村長から聴取する意見とは、次の①及び②に関する意見である。

- ①周知地域及び関係住民に関する設定の妥当性
- ②広告、縦覧、説明会、検討結果の周知、見解の周知に関する設定の妥当性

##### （第 2 項関係）

「事業計画の周知のため必要があると認めるとき」とは、周知計画書に記載された事項が、事業計画の周知を行うために不十分な内容である場合及び添付書類（図面を含む。）について誤り、不足等がある場合をいう。

## 第 13 条 周知計画の変更

第 13 条 事業者は、周知計画書に記載された事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 前条の規定は、前項の規定による届出があつた場合（規則で定める場合を除く。）について準用する。この場合において、同条第 1 項中「前条第 1 項の規定による周知計画書の提出」とあるのは「次条第 1 項の規定による届出」と、「その写し」とあるのは「当該届出に係る書類の写し」と、同条第 2 項中「事業計画（事業者が第 7 条第 2 項第 1 号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した場合（第 21 条第 1 項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合を除く。）にあつては生活環境影響調査を行う方法を、第 7 条第 2 項第 2 号の規定により生活環境影響調査結果書を添付した場合及び第 21 条第 1 項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合にあつては生活環境影響調査の結果を含む。以下同じ。）」とあるのは「事業計画」と読み替えるものとする。

#### ◎第 13 条第 2 項の規定による読替後の第 12 条

（周知計画書の修正指示等）

第 12 条 知事は、次条第 1 項の規定による届出があつたときは、速やかに、当該届出に係る書類の写しを関係市町村長に送付するとともに、その内容について、期限を定めて意見を聴くものとする。

- 2 知事は、事業計画の周知のため必要があると認めるときは、周知計画書の修正を指示することができる。
- 3 知事は、前項の規定により指示する事項がないとき、又は前項の規定により指示した事項について事業者が必要な修正を行ったと認めるときは、事業者にその旨を通知するものとする。

規則（周知計画の変更の届出）

第 9 条 条例第 13 条第 1 項（条例第 22 条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第 5 号により行うものとする。

- 2 条例第13条第2項（条例第22条において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める場合は、次のいずれかの変更を行う場合とする。
- 一 縦覧の時間の変更
  - 二 説明会で配布を予定する書類及び図面の変更
  - 三 検討結果の周知に係る変更であって軽微なもの
  - 四 見解の周知に係る変更であって軽微なもの
  - 五 前各号に掲げるもののほか、知事が軽微な変更と認めるもの

#### 【趣 旨】

本条は、周知計画書に記載された事項に変更があった場合には届出が必要であること及び当該届出があったときに必要となる条例手続について定めたものである。

#### 【解釈・運用】

##### （第1項関係）

周知計画書に記載された事項を変更しようとするときは、周知手続の途中であっても変更届を提出すること。

##### （第2項関係）

「規則で定める場合を除く」とは、周知計画の変更の届出が行われた場合には、原則として関係市町村長の意見聴取の手続を行うこととなるが、規則第9条で規定した軽微な変更については意見聴取を行わないこととしたものである。

## 第14条 広 告

- 第14条 事業者は、第8条第4項（事業計画書に記載された事項を変更した場合にあっては、第9条第2項において準用する第8条第4項）の規定による通知及び第12条第3項（周知計画書に記載された事項を変更した場合にあっては、前条第2項において準用する第12条第3項）の規定による通知があったときは、規則で定めるところにより、関係住民に対し次条第1項の縦覧及び第16条第1項の説明会に関する事項を広告しなければならない。
- 2 前項の規定による広告は、次条第1項の縦覧を開始する日の10日前までに行わなければならない。

#### 規則（広告の方法）

第10条 条例第14条第1項（条例第22条において準用する場合を含む。）の規定による広告（以下この条において「広告」という。）は、第一号に掲げる方法のうちいずれか一つの方法及び第二号に掲げる方法のうちいずれか一つの方法により、行うものとする。

##### 一 掲示による方法

- イ 周知地域内の集会所等の公共の場所における掲示
- ロ 関係市町村の庁舎における掲示
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

##### 二 掲示による方法以外の方法

- イ 関係住民への書面の配布
- ロ 関係住民が属する自治会等への通知又は当該自治会等における回覧
- ハ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載又は当該新聞紙の折込広告
- ニ イからハまでに掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

2 前項第1号に掲げる方法による広告は、条例第15条第1項（条例第22条において準用する場合を含む。）に規定する縦覧の期間中、継続して行うものとする。

3 広告には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 計画地並びに産業廃棄物処理施設等の種類、処理能力及び処理する産業廃棄物の種類
- 三 事業計画書の写しの縦覧の場所、縦覧の期間及び縦覧の時間
- 四 説明会の開催日時及び場所



## 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

### 【趣 旨】

本条は、事業者が行う広告の手続について定めたものである。

### 【解釈・運用】

#### (第1項関係)

- 1 「広告」とは、縦覧及び説明会を行うことについて、関係住民に対して行う事前のお知らせである。なお、事業計画書及び周知計画書の審査結果（修正する事項がない旨の通知）が通知されるまでは広告を行うことはできない。
- 2 広告は、規則第10条第1項で規定するとおり、第1号の掲示による方法と第2号の掲示による方法以外の方法を組み合わせて行わなければならない。周知地域内の関係住民の状況に応じて効果的な方法を検討し、その多くの者が知り得る方法で行うこと。なお、関係住民をはっきりと把握できないような状況であれば、不特定の者に広く知らしめる方法を選択するべきである。  
例えば農業を営む者に対する広告は、対象者を把握できない場合は農事改良組合（地域により農家が組織するもの）や集落営農組織（共同で農業を行う者が組織するもの）の役員にチラシを配布し周知地域内の農業を営む者に対する周知を依頼するなど地域の事情に考慮して行うことが考えられる。
- 3 規則第10条第3項第5号の「知事が必要と認める事項」は、例えば意見書の提出に関すること（意見書提出の可否、提出期間、様式、提出先等）が該当する。

## 第15条 縦 覧

- 第15条 事業者は、規則で定めるところにより、事業計画書の写しを30日以上の間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 2 前項の場合において、次の各号に掲げる事業者は、当該各号に定める事項その他規則で定める事項を当該縦覧において表示しなければならない。
    - 一 第7条第2項第1号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者（環境影響評価実施事業者を除く。）生活環境影響調査を行う方法について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること。
    - 二 第7条第2項第1号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者（環境影響評価実施事業者に限る。）意見書の提出ができないこと。
    - 三 第7条第2項第2号の規定により事業計画書に生活環境影響調査結果書を添付した事業者 事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること。
    - 四 前3号に掲げる事業者以外の事業者 事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること。

### 規則（縦覧の方法等）

- 第11条 条例第15条第1項（条例第22条において準用する場合を含む。）の規定による縦覧に供する場所は、次の掲げる場所のうちから、縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。
- 一 周知地域内の集会所等の公共の場所
  - 二 関係市町村の庁舎
  - 三 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認める場所
- 2 条例第15条第2項の規則で定める事項は、事業者の問い合わせ先、周知地域の範囲及び次に掲げる事項とする。

- 一 条例第 15 条第 2 項第 1 号に規定する事業者にあつては、生活環境影響調査を行う方法について意見書の提出があつたときはその内容に配慮して生活環境影響調査を行う方法に検討を加え、その結果について周知を行うこと及び生活環境影響調査を実施したときはその結果について周知を行うこと。
  - 二 条例第 15 条第 2 項第 2 号に規定する事業者にあつては、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）又は岐阜県環境影響評価条例（平成 7 年岐阜県条例第 10 号）に基づく環境影響評価を実施すること及び当該評価を実施したときはその結果について周知を行うこと。
  - 三 条例第 15 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に規定する事業者にあつては、事業計画について意見書の提出があつたときは当該意見に対する見解の周知を行うこと。
  - 四 前 3 号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 3 条例第 22 条において準用する条例第 15 条第 2 項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- 一 事業者の問い合わせ先
  - 二 周知地域の範囲
  - 三 事業計画について意見書の提出があつたときは当該意見に対する見解の周知を行うこと。
  - 四 前 3 号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

### 【趣 旨】

本条は、事業者が行う事業計画書の写し等の縦覧の手続について定めたものである。

### 【解釈・運用】

#### （第 1 項関係）

「縦覧」とは、事業計画書の写し等を関係住民等が閲覧できる状態にすることで、事業計画の把握・理解を求めるための手続である。このため、規則第 11 条第 1 項で規定するとおり参集の便を考慮することを求めているので、周知地域が広範となる場合は、必要に応じて縦覧の場所を複数設定すること。

#### （第 2 項関係）

- 1 縦覧の手続は、その後に行われる意見書の提出の手続の起点となるため、縦覧の場所において、事業者の区分に応じて次の内容を表示すること。
  - (1) 事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者（環境影響評価実施事業者を除く）
    - ①生活環境影響調査を行う方法について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができること
    - ②意見書の提出があつたときはその内容に配慮して生活環境影響調査を行う方法に検討を加え、その結果の周知を行うこと
    - ③生活環境影響調査を実施したときは結果の周知を行うこと
    - ④事業者の問い合わせ先
    - ⑤周知地域の範囲
    - ⑥その他知事が必要と認める事項
  - (2) 事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者（環境影響評価実施事業者に限る）
    - ①意見書の提出ができないこと
    - ②環境影響評価法又は岐阜県環境影響評価条例に基づく環境影響評価を行うこと
    - ③環境影響評価を実施したときは結果の周知を行うこと
    - ④事業者の問い合わせ先
    - ⑤周知地域の範囲
    - ⑥その他知事が必要と認める事項
  - (3) 事業計画書に生活環境影響調査結果書を添付した事業者
    - ①事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができること
    - ②意見書の提出があつたときは見解の周知を行うこと
    - ③事業者の問い合わせ先
    - ④周知地域の範囲

- ⑤その他知事が必要と認める事項
  - (4) 事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者が、生活環境影響調査を実施し、生活環境影響調査結果書を提出した場合
    - ①事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができること
    - ②意見書の提出があったときは見解の周知を行うこと
    - ③事業者の問い合わせ先
    - ④周知地域の範囲
    - ⑤その他知事が必要と認める事項
  - (5) その他の事業者
    - ①事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができること
    - ②意見書の提出があったときは見解の周知を行うこと
    - ③事業者の問い合わせ先
    - ④周知地域の範囲
    - ⑤その他知事が必要と認める事項
- 2 規則第11条第2項第4号及び第3項第4号の「知事が必要と認める事項」は、例えば意見書の提出に関すること（意見書の提出期間、様式、提出先等）が該当する。

## 第16条 説明会の開催

- 第16条 事業者は、前条第1項の縦覧の期間内に関係住民に対し事業計画に関する説明会を開催しなければならない。
- 2 前項の説明会は、周知地域内において開催しなければならない。ただし、周知地域内に適当な場所がないときは、この限りでない。
- 3 前2項に定めるもののほか、第1項の説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

規則（説明会の開催方法等）

- 第12条 条例第16条第1項（条例第22条において準用する場合を含む。）の説明会（以下「説明会」という。）は、説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催するものとする。
- 2 事業者は、説明会に参加した者に対して、事業計画の概要を記載した書類及び図面を配布し、事業計画の内容を具体的かつ平易に説明するよう努めるものとする。
- 3 次の各号に掲げる事業者は、条例第16条第1項の説明会に参加した者に対し、当該各号に定める事項を口頭又は書面の配布により周知するものとする。
- 一 条例第7条第2項第1号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者（環境影響評価実施事業者を除く。） 生活環境影響調査を行う方法について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること、当該意見書の提出があったときはその内容に配慮して生活環境影響調査を行う方法に検討を加え、その結果について周知を行うこと及び生活環境影響調査を実施したときはその結果について周知を行うこと。
  - 二 条例第7条第2項第1号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者（環境影響評価実施事業者に限る。） 環境影響評価法又は岐阜県環境影響評価条例に基づく環境影響評価を実施すること及び当該評価を実施したときはその結果について周知を行うこと。
  - 三 条例第7条第2項第2号の規定により事業計画書に生活環境影響調査結果書を添付した事業者 事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること及び当該意見書の提出があったときは当該意見に対する見解の周知を行うこと。
  - 四 前3号に掲げる事業者以外の事業者 事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること及び当該意見書の提出があったときは当該意見に対する見解の周知を行うこと。

- 4 事業者は、条例第 22 条において準用する条例第 16 条第 1 項の説明会に参加した者に対し、事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること及び当該意見書の提出があったときは当該意見に対する見解の周知を行うことを口頭又は書面の配布により周知するものとする。

#### 【趣 旨】

本条は、事業者が行う説明会について定めたものである。

#### 【解釈・運用】

##### (第 1 項関係)

- 1 事業者は、説明会に参加する者が産業廃棄物の処理に関して全く知識がないことを前提として、事業計画の概要、当該計画に伴う生活環境に及ぼす影響の程度及び対策等について具体的かつ分かりやすく説明することが重要である。
- 2 規則第 12 条第 1 項で規定するとおり説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催することを求めているので、参集しやすい時間に説明会を開催し、周知地域が広範となる場合は必要に応じて複数の場所で開催すること。

##### (第 2 項関係)

説明会の場所は、周知地域内であることが求められるが、周知地域内に適当な場所が確保できないような場合は、周知地域以外の地域で関係住民の参集の便の良い場所で開催することができる。

##### (第 3 項関係)

- 1 規則第 12 条第 3 項に規定するとおり、説明会の区分に応じて次の内容を参加者に周知すること。
  - (1) 事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者（環境影響評価実施事業者を除く。）が生活環境影響調査の方法について行う説明会
    - ①生活環境影響調査を行う方法について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができること
    - ②意見書の提出があったときはその内容に配慮して生活環境影響調査を行う方法に検討を加え、その結果の周知を行うこと
    - ③生活環境影響調査を実施したときは結果の周知を行うこと
  - (2) 事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者（環境影響評価実施事業者に限る。）が生活環境影響調査の方法について行う説明会
    - ①環境影響評価法又は岐阜県環境影響評価条例に基づく環境影響評価を実施すること
    - ②環境影響評価を実施したときは結果について周知を行うこと
  - (3) 事業計画書に生活環境影響調査結果書を添付した事業者が行う説明会
    - ①事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができること
    - ②意見書の提出があったときは見解の周知を行うこと
  - (4) その他の事業者が行う説明会
    - ①事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができること
    - ②意見書の提出があったときは見解の周知を行うこと
- 2 規則第 12 条第 4 項に規定するとおり、事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者は生活環境影響調査の結果について行う説明会において次の内容を参加者に周知すること。
  - ①事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができること
  - ②意見書の提出があったときは見解の周知を行うこと
- 3 説明会で行った説明の内容や資料、参加者から出された質問及び回答は、以降の進

めるうえで重要な事項となるため、確実に記録しておくこと。

## 第 17 条 説明会への立会い

第 17 条 知事及び関係市町村長は、前条第 1 項の説明会の開催の状況を把握するため必要があると認めるときは、当該説明会にその職員を立ち合わせることができる。

### 【趣 旨】

本条は、事業者が行う説明会の履行を確認する必要があるときに、知事又は関係市町村長は、その職員を説明会に立ち合わせることができる規定である。

### 【解釈・運用】

職員が立会う目的は開催状況の把握であり、事業内容に関する説明及び回答を行うものではない。

## 第 18 条 実施状況の報告

第 18 条 事業者は、第 14 条第 1 項の規定による広告、第 15 条第 1 項の縦覧及び第 16 条第 1 項の説明会が終了したときは、その日から 10 日以内に、規則で定めるところにより、知事にこれらの実施状況について報告しなければならない。

規則（実施状況報告書）

第 13 条 条例第 18 条（条例第 22 条において準用する場合を含む。）の規定による報告は、別記様式第 6 号に次に掲げる書面及び図面を添付して行うものとする。

- 一 広告に用いた書面又はその写し
- 二 説明会で配布した書類及び図面
- 三 説明会において交わされた質問及び回答の要旨
- 四 前 3 号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書面及び図面

### 【趣 旨】

本条は、事業計画の周知（広告、縦覧、説明会）の実施状況の報告について定めたものである。

### 【解釈・運用】

- 1 報告書の提出は、広告、縦覧、説明会がすべて終了した日を起点として 10 日以内、すなわち、縦覧期間の満了日から 10 日以内に提出しなければならない。
- 2 規則第 13 条で説明会に交わされた質問及び回答の要旨の提出を求めているが、発言者又は出席者の氏名等について報告を求めるものではない。
- 3 第 16 条で記録するよう求めた説明会に関する記録のうち、規則第 13 条で規定していないものについてはこの報告において提出することを要しないが、知事が合意の形成の判断を行うときに資料として提出するよう求めることがある。

## 第 4 章 事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した場合の特例

### 第 19 条 生活環境影響調査を行う方法についての意見書の提出

第 19 条 生活環境影響調査を行う方法について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者は、事業者（第 7 条第 2 項第 1 号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者（環境影響評価実施事業者を除く。）に限る。以下この条及び次条において同じ。）が第 15 条第 2 項第 1 号の規定により生活環境影響調査を行う方法につい

て周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができることを表示して、同条第1項の縦覧を開始したときは、当該縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して14日を経過する日までに、規則で定めるところにより、事業者に当該意見を記載した意見書を提出することができる。

2 前項の規定による意見書の提出は、知事を経由して行わなければならない。

3 知事は、前項の規定による意見書の送付があったときは、これを取りまとめ、事業者に送付するとともに、その写しを関係市町村長に送付するものとする。

規則（生活環境影響調査を行う方法についての意見書の提出）

第14条 条例第19条第1項の規定による意見書の提出は、別記様式第7号により行うものとする。

## 【趣 旨】

本条は、事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者（環境影響評価実施事業者を除く。）に対する生活環境影響調査の方法に係る意見書の提出等について定めたものである。

## 【解釈・運用】

### （第1項関係）

- 1 「生活環境影響調査を行う方法について」とは、生活環境影響調査方法書に記載された次の事項のことをいう。
  - (1) 生活環境影響調査項目の選定に関する事項
    - ① 選定した項目及びその理由
    - ② 選定しなかった項目及びその理由
  - (2) 生活環境影響調査の実施方法に関する事項
    - ① 調査対象地域
    - ② 生活環境影響調査項目の現況及び予測に必要な自然的社会的条件の現況把握の方法（調査地点、調査時期、調査方法）
    - ③ 生活環境影響調査項目の変化の程度及びその範囲の予測方法（予測地点・範囲、予測手法、予測条件）
    - ④ 周辺地域の環境に及ぼす影響の程度の分析方法
- 2 意見書を提出できるのは、生活環境影響調査を行う方法について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者であり、関係住民に限らない。
- 3 環境影響評価実施事業者が行う生活環境影響調査の方法に意見を有する場合は、環境影響評価法又は岐阜県環境影響評価条例の手續に従い意見書を提出することができるため、この条例の手續として意見書を提出することはできない。
- 4 意見書の提出期限が岐阜県の休日を定める条例第1条に規定する休日に当たるときはその翌日とする。

### （第2項関係）

意見書は、規則様式第7号により計画地を所管する岐阜地域環境室又は県事務所に持参又は郵送により提出する。意見書に提出者の住所及び氏名を記載することを求めているのは、事業者が意見の趣旨等を確認する必要がある場合があること、県が合意の形成の判断に際して意見書等を求める場合があるためである。

### （第3項関係）

意見書は、岐阜地域環境室又は県事務所から提出期間終了後に事業者へ送付される。事業者あてに提出する意見書であるため、意見書はそのまま事業者へ送付される。ただし、次の①～③に該当する意見書は送付されない。

- ① 住所又は氏名が記載されていないもの

- ②期限を過ぎて提出されたもの（郵送の場合は消印日が期限を過ぎているもの）
- ③自署又は押印が無いもの

## 第 20 条 生活環境影響調査を行う方法の検討

- 第 20 条 事業者は、前条第 3 項の規定による意見書の送付があったときは、その日から 30 日以内に、当該意見書の内容に配慮して生活環境影響調査を行う方法に検討を加えなければならない。
- 2 事業者は、前項の検討を終了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、当該検討の結果を関係住民に対し周知するとともに、知事に届け出なければならない。
  - 3 知事は、前項の規定による届出があったときは、その写しを関係市町村長に送付するものとする。
  - 4 事業者は、第 2 項の規定による届出を行う前に生活環境影響調査を行ってはならない。

- 規則（生活環境影響調査の方法に関する検討結果の周知等）
- 第 15 条 条例第 20 条第 2 項の規定による周知は、次の各号のいずれかの方法により 14 日以上期間行うものとする。
- 一 周知地域内の集会所等の公共の場所における掲示
  - 二 関係市町村の庁舎における掲示
  - 三 前 2 号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法
- 2 条例第 20 条第 2 項の規定による届出は、別記様式第 8 号により行うものとする。

### 【趣 旨】

本条は、生活環境影響調査を行う方法について意見書が提出された場合には、事業者は当該方法について検討を加えなければならないこと及び検討結果の周知等について定めたものである。

### 【解釈・運用】

#### （第 2 項関係）

検討結果の周知は、「検討を終了したときは速やかに」とされているが、検討に要する期間が最大 30 日であることから、遅くとも、意見書の送付があった日から 1 ヶ月を経過後、速やかに開始すること。

## 第 21 条 生活環境影響調査結果書の提出等

- 第 21 条 事業者（第 7 条第 2 項第 1 号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者に限る。）は、生活環境影響調査を行ったときは、速やかに、生活環境影響調査結果書を作成し、知事に提出しなければならない。
- 2 第 8 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の規定による生活環境影響調査結果書の提出があった場合について準用する。この場合において、同条第 1 項中「前条第 1 項の規定による事業計画書（事業者が同条第 2 項第 1 号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した場合（第 21 条第 1 項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合を除く。）にあっては生活環境影響調査方法書を、前条第 2 項第 2 号の規定により生活環境影響調査結果書を添付した場合及び第 21 条第 1 項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合にあっては生活環境影響調査結果書を含む。第 12 条第 2 項（第 13 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 15 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号、第 19 条第 1 項、第 21 条第 1 項並びに第 23 条第 1 項を除き、以下同じ。）の提出」とあるのは「第 21 条第 1 項の規定による生活環境影響調査結果書の提出」と、同条第 3 項中「事業計画書を正確なものとするため必要があると認めるとき、又は事業計画が法第 15 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 15 条の 2 の 3 第 1 項に規定する技術上の基準若しくは適正処理条例第 21 条第 4 項に規定する技術上の基準に適合しないと認めるとき」とあるのは「生活環境影

響調査結果書を正確なものとするため必要があると認めるとき」と、「事業計画書の修正」とあるのは「生活環境影響調査結果書の修正」と読み替えるものとする。

◎第21条第2項の規定による読替後の第8条第1項、第3項及び第4項

(事業計画書の修正指示等)

第8条 知事は、第21条第1項の規定による生活環境影響調査結果書の提出があったときは、速やかに、その写しを関係市町村長に送付するとともに、関係法令の規定の適用の有無及び周辺地域の生活環境の保全上の見地から特に配慮すべき事項について、期限を定めて意見を聴くものとする。

3 知事は、生活環境影響調査結果書を正確なものとするため必要があると認めるときは、生活環境影響調査結果書の修正を指示することができる。

4 知事は、前項の規定により指示する事項がないとき、又は前項の規定により指示した事項について事業者が必要な修正を行ったと認めるときは、事業者にその旨を通知するものとする。

【趣 旨】

本条は、生活環境影響調査方法書により生活環境影響調査を行った場合には結果書の提出が必要であること及び関係市町村長の意見聴取等について定めたものである。

【解釈・運用】

(第1項関係)

「生活環境影響調査を行った」とは、条例第20条第2項の規定による検討結果に基づいた生活環境影響調査若しくは環境影響評価法又は岐阜県環境影響評価条例に基づいた環境影響評価が行われたときをいう。

第22条 事業計画の再度の周知

第22条 前章の規定は、前条第1項の規定による生活環境影響調査結果書の提出があった場合について準用する。この場合において、第11条第1項中「第7条第1項の規定による事業計画書の提出」とあるのは「第21条第1項の規定による生活環境影響調査結果書の提出」と、同項第2号中「第14条第1項」とあるのは「第22条において準用する第14条第1項」と、同項第3号中「第15条第1項」とあるのは「第22条において準用する第15条第1項」と、同項第4号中「第16条第1項」とあるのは「第22条において準用する第16条第1項」と、第12条第1項中「前条第1項」とあるのは「第22条において準用する前条第1項」と、同条第2項中「事業計画（事業者が第7条第2項第1号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した場合（第21条第1項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合を除く。）にあっては生活環境影響調査を行う方法を、第7条第2項第2号の規定により生活環境影響調査結果書を添付した場合及び第21条第1項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合にあっては生活環境影響調査の結果を含む。以下同じ。））」とあるのは「事業計画」と、第13条第2項中「前条の規定」とあるのは「第22条において準用する前条の規定」と、「同条第2項中「事業計画（事業者が第7条第2項第1号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した場合（第21条第1項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合を除く。）にあっては生活環境影響調査を行う方法を、第7条第2項第2号の規定により生活環境影響調査結果書を添付した場合及び第21条第1項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合にあっては生活環境影響調査の結果を含む。以下同じ。））」とあるのは「事業計画」と読み替えるものとする」とあるのは「読み替えるものとする」と、第14条第1項中「事業者は、第8条第4項」とあるのは「事業者は、第21条第2項において準用する第8条第4項」と、「第12条第3項（周知計画書に記載された事項を変更した場合にあっては、前条第2項において準用する第12条第3項）」とあるのは「第22条において準用する第12条第3項（周知計画書に記載された事項を変更した場合にあっては、第22条において準用する前条第2項において準用する第22条において準用する第12条第3項）」と、第15条第2項中「次の各号に掲げる事業者は、当該各号に定める事項」とあるのは「事業者は、事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出す



ることができること」と、第16条第1項及び第17条中「前条第1項」とあるのは「第22条において準用する前条第1項」と、第18条中「第14条第1項」とあるのは「第22条において準用する第14条第1項」と、「第15条第1項」とあるのは「第22条において準用する第15条第1項」と、「第16条第1項」とあるのは「第22条において準用する第16条第1項」と読み替えるものとする。

### ◎第22条の規定による読替後の第3章

#### 第三章 事業計画の周知

(周知計画書の提出)

第11条 事業者は、第21条第1項の規定による生活環境影響調査結果書の提出を行ったときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した周知計画書を知事に提出しなければならない。

- 一 周知地域及び関係住民に関する事項
- 二 第22条において準用する第14条第1項の規定による広告に関する事項
- 三 第22条において準用する第15条第1項の縦覧に関する事項
- 四 第22条において準用する第16条第1項の説明会に関する事項
- 五 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 周知地域は、産業廃棄物処理施設等の設置等により生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域として規則で定める地域を基準として定めなければならない。

(周知計画書の修正指示等)

第12条 知事は、第22条において準用する前条第1項の規定による周知計画書の提出があったときは、速やかに、その写しを関係市町村長に送付するとともに、その内容について、期限を定めて意見を聴くものとする。

- 2 知事は、事業計画の周知のため必要があると認めるときは、周知計画書の修正を指示することができる。
- 3 知事は、前項の規定により指示する事項がないとき、又は前項の規定により指示した事項について事業者が必要な修正を行ったと認めるときは、事業者にその旨を通知するものとする。

(周知計画の変更)

第13条 事業者は、周知計画書に記載された事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 第22条において準用する前条の規定は、前項の規定による届出があった場合（規則で定める場合を除く。）について準用する。この場合において、同条第1項中「前条第1項の規定による周知計画書の提出」とあるのは「次条第1項の規定による届出」と、「その写し」とあるのは「当該届出に係る書類の写し」と読み替えるものとする。

### ◎第22条において準用する第13条第2項の規定による読替後の第22条において準用する第12条

(周知計画書の修正指示等)

第12条 知事は、第22条において準用する次条第1項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る書類の写しを関係市町村長に送付するとともに、その内容について、期限を定めて意見を聴くものとする。

- 2 知事は、事業計画の周知のため必要があると認めるときは、周知計画書の修正を指示することができる。
- 3 知事は、前項の規定により指示する事項がないとき、又は前項の規定により指示した事項について事業者が必要な修正を行ったと認めるときは、事業者にその旨を通知するものとする。

(広告)

第14条 事業者は、第21条第2項において準用する第8条第4項（事業計画書に記載された事項を変更した場合にあっては、第9条第2項において準用する第8条第4項）の規定

による通知及び第 22 条において準用する第 12 条第 3 項（周知計画書に記載された事項を  
変更した場合にあっては、第 22 条において準用する前条第 2 項において準用する第 22 条  
において準用する第 12 条第 3 項）の規定による通知があったときは、規則で定めるところ  
により、関係住民に対し次条第 1 項の縦覧及び第 16 条第 1 項の説明会に関する事項を広告  
しなければならない。

- 2 前項の規定による広告は、次条第 1 項の縦覧を開始する日の 10 日前までに行わなければ  
ならない。

（縦覧）

第 15 条 事業者は、規則で定めるところにより、事業計画書の写しを 30 日以上の間公衆  
の縦覧に供しなければならない。

- 2 前項の場合において、事業者は、事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地  
から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができることその他規則  
で定める事項を当該縦覧において表示しなければならない。

（説明会の開催）

第 16 条 事業者は、第 22 条において準用する前条第 1 項の縦覧の期間内に関係住民に対し  
事業計画に関する説明会を開催しなければならない。

- 2 前項の説明会は、周知地域内において開催しなければならない。ただし、周知地域内に  
適当な場所がないときは、この限りでない。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、第 1 項の説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

（説明会への立会い）

第 17 条 知事及び関係市町村長は、第 22 条において準用する前条第 1 項の説明会の開催の  
状況を把握するため必要があると認めるときは、当該説明会にその職員を立ち合わせること  
ができる。

（実施状況の報告）

第 18 条 事業者は、第 22 条において準用する第 14 条第 1 項の規定による広告、第 22 条に  
おいて準用する第 15 条第 1 項の縦覧及び第 22 条において準用する第 16 条第 1 項の説明会  
が終了したときは、その日から 10 日以内に、規則で定めるところにより、知事にこれらの  
実施状況について報告しなければならない。

## 【趣 旨】

本条は、生活環境影響調査方法書により生活環境影響調査を行った事業者が結果書を提出  
した場合、当該事業者が当該結果に基づいて行う事業計画の周知のための周知計画書の提出  
及び周知の実施（広告、縦覧、説明会等）などについて定めたものである。

## 【解釈・運用】

「第 3 章 事業計画の周知」の項を参照のこと。

## 第 5 章 合意の形成

### 第 23 条 意見書の提出

第 23 条 事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者は、事業  
者が第 15 条第 2 項第 3 号若しくは第 4 号又は第 22 条において準用する第 15 条第 2 項の規  
定により事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該  
意見を記載した意見書を提出することができることを表示して、第 15 条第 1 項（第 7 条第  
2 項第 1 号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者にあって  
は、第 22 条において準用する第 15 条第 1 項）の縦覧を開始したときは、当該縦覧の期間  
の満了の日の翌日から起算して 14 日を経過する日までに、規則で定めるところにより、事  
業者に当該意見を記載した意見書を提出することができる。

- 2 前項の規定による意見書の提出は、知事を経由して行わなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による意見書の送付があったときは、これを取りまとめ、事業者に送付するとともに、その写しを関係市町村長に送付するものとする。

規則（意見書の提出）

第16条 条例第23条第1項の規定による意見書の提出は、別記様式第9号により行うものとする。

#### 【趣 旨】

本条は、事業者が縦覧及び説明会により周知した事業計画に係る意見書の提出等について定めたものである。

#### 【解釈・運用】

##### （第1項関係）

- 1 意見書を提出できるのは、事業計画書に記載された事項（添付された書類及び図面を含む。）について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者であり、関係住民に限らない。
- 2 生活環境影響調査方法書を提出した事業者については、生活環境影響調査結果書を提出した際に行う周知が終了した後に事業計画及び生活環境影響調査結果について意見書を提出することができる。
- 3 意見書の提出期限が岐阜県の休日を定める条例第1条に規定する休日に当たるときはその翌日とする。

##### （第2項関係）

意見書は、規則様式第9号により計画地を所管する岐阜地域環境室又は県事務所に持参又は郵送により提出する。意見書に提出者の住所及び氏名を記載することを求めているのは、事業者が意見の趣旨等を確認する必要があるが生じる場合があること、県が合意の形成の判断に際して意見書等を求める場合があるためである。

##### （第3項関係）

意見書は、岐阜地域環境室又は県事務所から提出期間終了後に事業者に送付される。事業者あてに提出する意見書であるため、意見書はそのまま事業者へ送付される。ただし、次の①～③に該当する意見書は送付されない。

- ①住所又は氏名が記載されていないもの
- ②期限を過ぎて提出されたもの（郵送の場合は消印日が期限を過ぎているもの）
- ③自署又は押印が無いもの

## 第24条 見解書の提出等

第24条 事業者は、前条第3項の規定による意見書の送付があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該意見書に記載された意見及びこれに対する見解を記載した見解書を作成し、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による見解書の提出があったときは、その写しを関係市町村長に送付するものとする。

3 事業者は、第一項の規定による見解書の提出をしたときは、速やかに、規則で定めるところにより、関係住民に対し見解の周知を行わなければならない。

規則（見解書の提出等）

第17条 条例第24条第1項（条例第25条第1項において準用する場合を含む。）の規定に

- よる見解書の提出は、別記様式第 10 号により行うものとする。
- 2 条例第 24 条第 3 項（条例第 25 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による周知は、次の各号のいずれかの方法により 14 日以上期間行うものとする。
- 一 周知地域内の集会所等の公共の場所における掲示
  - 二 関係市町村の庁舎における掲示
  - 三 前 2 号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法
- 3 前項の周知を実施するときは、次に掲げる事項を表示するものとする。
- 一 条例第二十四条第一項の見解について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること。
  - 二 事業者の問い合わせ先
  - 三 周知地域の範囲
  - 四 第一号の意見書の提出があったときは当該意見に対する見解の周知を行うこと。
  - 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

#### 【趣 旨】

本条は、事業計画について意見書が提出された場合は当該意見に対し見解書を作成し提出しなければならないこと及び見解の周知等について定めたものである。

#### 【解釈・運用】

##### （第 1 項関係）

- 1 「見解」とは、事業計画について提出された意見に対し、事業者の考え方を明らかにするものである。具体的には、事業計画において周辺地域の生活環境にどのような配慮をしているか又はどのように配慮していくかについて、根拠となる資料等をもとに説明することである。

見解は、周辺地域の生活環境に適正な配慮をしていること、根拠となる資料等に誤りがないこと、一貫性があるものであること。

- 2 見解書の提出期限は定められていない。これは、意見の数及びその内容により、見解の検討に要する期間が一律ではないと考えられるためである。事業者は、可能な限り速やかに見解書を作成し知事に提出すること。

##### （第 3 項関係）

周知の手続は、その後に行われる意見書の提出の手続の起点となるため、周知の場所において、次の内容を表示すること。

- ①事業者の見解について生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができること
- ②意見書の提出があったときは見解の周知を行うこと
- ③事業者の問い合わせ先
- ④周知地域の範囲
- ⑤その他知事が必要と認める事項

## 第 25 条 事業者の見解に対する意見書の提出等

第 25 条 前 2 条の規定は、事業者が前条第 3 項の周知を開始した場合について準用する。この場合において、第 23 条第 1 項中「事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者は、事業者が第 15 条第 2 項第 3 号若しくは第 4 号又は第 22 条において準用する第 15 条第 2 項の規定により事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができることを表示して、第 15 条第 1 項（第 7 条第 2 項第 1 号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者にあつては、第 22 条において準用する第 15 条第 1 項）の縦覧」とあるのは「次条第 1 項の見解について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者は、事業者が同条第 3 項の周知」と、「当該縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して 14 日を経過する日まで」とあるのは「その日から 20 日以内」と、前条第 1 項中「前条第 3 項」とあるのは「次条第 1 項において準用する前条第 3 項」と読み替えるも

のとする。

- 2 事業者は、前項において準用する前条第3項の周知を終了したときは、速やかに、その旨を知事に報告しなければならない。

#### ◎第25条第1項の規定による読替後の第23条及び第24条

(意見書の提出)

第23条 次条第1項の見解について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者は、事業者が同条第3項の周知を開始したときは、その日から20日以内に、規則で定めるところにより、事業者に当該意見を記載した意見書を提出することができる。

- 2 前項の規定による意見書の提出は、知事を経由して行わなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による意見書の送付があったときは、これを取りまとめ、事業者に送付するとともに、その写しを関係市町村長に送付するものとする。

(見解書の提出等)

第24条 事業者は、次条第1項において準用する前条第3項の規定による意見書の送付があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該意見書に記載された意見及びこれに対する見解を記載した見解書を作成し、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による見解書の提出があったときは、その写しを関係市町村長に送付するものとする。
- 3 事業者は、第1項の規定による見解書の提出をしたときは、速やかに、規則で定めるところにより、関係住民に対し見解の周知を行わなければならない。

規則（事業者の見解に対する意見書の提出）

第18条 条例第25条第1項において準用する条例第23条第1項の規定による意見書の提出は、別記様式第11号により行うものとする。

#### 【趣 旨】

本条は、事業者が周知した見解に係る意見書の提出等について定めたものである。

#### 【解釈・運用】

##### (第1項関係)

- 1 「見解について」とは、事業計画について提出された意見に対し事業者が周知した見解（見解を補足するための添付資料を含む）の全てが、意見の対象となる。
- 2 意見を提出できるのは、見解について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者であり、関係住民に限らない。
- 3 意見書の提出期限が岐阜県の休日を定める条例第1条に規定する休日に当たるときはその翌日とする。
- 4 意見書は、規則様式第11号により計画地を所管する岐阜地域環境室又は県事務所に持参又は郵送により提出すること。意見書に提出者の住所及び氏名を記載することを求めているのは、事業者が意見の趣旨等を確認する必要がある場合があること、県が合意の形成の判断に際して意見書等を求める場合があるためである。
- 5 意見書は、岐阜地域環境室又は県事務所から提出期間終了後に事業者へ送付される。事業者あてに提出する意見書であるため、意見書はそのまま事業者へ送付される。ただし、次の①～③に該当する意見書は事業者へ送付されない。
  - ①住所又は氏名が記載されていないもの
  - ②期限を過ぎて提出されたもの（郵送の場合は消印日が期限を過ぎているもの）
  - ③自署又は押印が無いもの

##### (第2項関係)

「その旨を知事に報告しなければならない」とは、事業者は、見解の周知が終了したときは、条例第 18 条に規定する実施状況の報告に準じ報告書を提出するものであること。様式は定めていないので、規則様式第 6 号を参考に作成し提出すること。

## 第 6 章 手続の終結

### 第 26 条 合意の形成の判断等

- 第 26 条 知事は、第 23 条第 2 項（前条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の送付がなかったとき、又は前条第 2 項の規定による報告があったときは、第 18 条（第 22 条において準用する場合を含む。）の規定による報告、第 23 条第 1 項（前条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する意見書、第 24 条第 1 項（前条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する見解書、次項の規定により提出を求めた資料又は意見書、第 36 条第 2 項に規定する書面の写しその他の資料に基づき、合意の形成について、次のいずれに該当するかについて判断し、その結果を事業者及び関係市町村長に通知するとともに、規則で定めるところにより、関係住民に対し周知するものとする。
- 一 合意の形成が図られていると認めるとき。
  - 二 この条例に規定する手続に関する事業者の取組が不十分であり、合意の形成が図られていないと認めるとき。
  - 三 この条例に規定する手続に関する事業者の取組は十分であるが、合意の形成が図られていないと認めるとき。
- 2 知事は、前項の規定による判断のため必要があると認めるときは、事業者、関係住民又は関係市町村長に対し資料又は意見書の提出を求めることができる。
  - 3 知事は、第 1 項の規定による判断をしようとする場合において、必要があると認めるときは、岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会の意見を聴くことができる。
  - 4 知事は、第 1 項の場合において、事業者に同項第 2 号に該当する旨の通知をするときは、併せて、この条例に規定する手続のうち再度実施する必要があると認められるもののうち最も早い段階の手続を指定するものとする。
  - 5 事業者は、前項の規定による指定があったときは、当該指定に係る手続以降の手続を実施しなければならない。ただし、次条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による申立てがあった場合は、この限りでない。
  - 6 前項本文の場合において、次の表の第 1 欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の第 2 欄に掲げる規定中同表の第 3 欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第 4 欄に掲げる字句とする。

第 7 条第 1 項の規定による事業計画書の提出の手続が指定された場合	第 7 条第 1 項	産業廃棄物処理施設等の設置等を行おうとするとき	第 26 条第 4 項の規定による指定があったとき
第 11 条第 1 項の規定による周知計画書の提出の手続が指定された場合	第 11 条第 1 項	第 7 条第 1 項の規定による事業計画書の提出を行ったとき	第 26 条第 4 項の規定による指定があったとき
第 20 条第 1 項の規定による生活環境影響調査を行う方法の検討の手続が指定された場合	第 20 条第 1 項	前条第 3 項の規定による意見書の送付があったとき	第 26 条第 4 項の規定による指定があったとき
		当該意見書	前条第 1 項に規定する意見書

第 20 条第 2 項の規定による生活環境影響調査を行う方法の検討の結果の周知及び届出の手続が指定された場合	第 20 条第 2 項	前項の検討を終了したとき	第 26 条第 4 項の規定による指定があったとき
		当該検討	前項の検討
第 21 条第 1 項の規定による生活環境影響調査結果書の作成及び提出の手続が指定された場合	第 21 条第 1 項	生活環境影響調査を行ったとき	第 26 条第 4 項の規定による指定があったとき
第 22 条において準用する第 11 条第 1 項の規定による周知計画書の提出の手続が指定された場合	第 22 条において準用する第 11 条第 1 項	第 21 条第 1 項の規定による生活環境影響調査結果書の提出を行ったとき	第 26 条第 4 項の規定による指定があったとき
第 24 条第 1 項の規定による見解書の作成及び提出の手続が指定された場合	第 24 条第 1 項	前条第 3 項の規定による意見書の送付があったとき	第 26 条第 4 項の規定による指定があったとき
		当該意見書	前条第 1 項に規定する意見書
第 24 条第 3 項の規定による見解の周知の手続が指定された場合	第 24 条第 3 項	第 1 項の規定による見解書の提出をしたとき	第 26 条第 4 項の規定による指定があったとき
前条第 1 項において準用する第 24 条第 1 項の規定による見解書の作成及び提出の手続が指定された場合	前条第 1 項において準用する第 24 条第 1 項	次条第 1 項において準用する前条第 3 項の規定による意見書の送付があったとき	第 26 条第 4 項の規定による指定があったとき
		当該意見書	次条第 1 項において準用する前条第 1 項に規定する意見書
前条第 1 項において準用する第 24 条第 3 項の規定による見解の周知の手続が指定された場合	前条第 1 項において準用する第 24 条第 3 項	第 1 項の規定による見解書の提出をしたとき	第 26 条第 4 項の規定による指定があったとき

◎第 26 条第 6 項の規定による置換後の第 7 条第 1 項、第 11 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 20 条第 2 項、第 21 条第 1 項、第 22 条において準用する第 11 条第 1 項、第 24 条第 1 項、第 24 条第 3 項、第 25 条第 1 項において準用する第 24 条第 1 項及び第 25 条第 1 項において準用する第 24 条第 3 項

(事業計画書の提出)

第 7 条 事業者は、第 26 条第 4 項の規定による指定があったときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した事業計画書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- 二 産業廃棄物処理施設等の設置等の目的又は産業廃棄物処理施設等の設置等を必要とする理由
- 三 産業廃棄物処理施設等の設置等の場所
- 四 産業廃棄物処理施設等の種類
- 五 産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類
- 六 産業廃棄物処理施設等の処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- 七 産業廃棄物処理施設等の位置、構造等の計画
- 八 産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画
- 九 周辺地域の生活環境の保全のための措置
- 十 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項  
（周知計画書の提出）

第 11 条 事業者は、第 26 条第 4 項の規定による指定があったときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した周知計画書を知事に提出しなければならない。

- 一 周知地域及び関係住民に関する事項
- 二 第 14 条第 1 項の規定による広告に関する事項
- 三 第 15 条第 1 項の縦覧に関する事項
- 四 第 16 条第 1 項の説明会に関する事項
- 五 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

（生活環境影響調査を行う方法の検討）

第 20 条 事業者は、第 26 条第 4 項の規定による指定があったときは、その日から 30 日以内に、前条第 1 項に規定する意見書の内容に配慮して生活環境影響調査を行う方法に検討を加えなければならない。

2 事業者は、第 26 条第 4 項の規定による指定があったときは、規則で定めるところにより、速やかに、前項の検討の結果を関係住民に対し周知するとともに、知事に届け出なければならない。

（生活環境影響調査結果書の提出等）

第 21 条 事業者（第 7 条第 2 項第 1 号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者に限る。）は、第 26 条第 4 項の規定による指定があったときは、速やかに、生活環境影響調査結果書を作成し、知事に提出しなければならない。

（周知計画書の提出） <第 22 条において準用する第 11 条第 1 項>

第 11 条 事業者は、第 26 条第 4 項の規定による指定があったときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した周知計画書を知事に提出しなければならない。

- 一 周知地域及び関係住民に関する事項
- 二 第 22 条において準用する第 14 条第 1 項の規定による広告に関する事項
- 三 第 22 条において準用する第 15 条第 1 項の縦覧に関する事項
- 四 第 22 条において準用する第 16 条第 1 項の説明会に関する事項
- 五 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

（見解書の提出等）

第 24 条 事業者は、第 26 条第 4 項の規定による指定があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、前条第 1 項に規定する意見書に記載された意見及びこれに対する見解を記載した見解書を作成し、知事に提出しなければならない。

3 事業者は、第 26 条第 4 項の規定による指定があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、関係住民に対し見解の周知を行わなければならない。

（見解書の提出等） <第 25 条第 1 項において準用する第 24 条第 1 項及び第 3 項>

第 24 条 事業者は、第 26 条第 4 項の規定による指定があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、第 25 条第 1 項において準用する前条第 1 項に規定する意見書に記載された意見及びこれに対する見解を記載した見解書を作成し、知事に提出しなければならない。



い。

3 事業者は、第26条第4項の規定による指定があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、関係住民に対し見解の周知を行わなければならない。

規則（合意の形成の判断に係る周知）

第19条 条例第26条第1項（条例第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定による周知は、次の方法により14日間行うものとする。

- 一 県が開設するインターネットのホームページへの掲載
- 二 計画地を所管する岐阜地域環境室又は県事務所での掲示
- 三 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

## 【趣 旨】

本条は、前条までに行われた手続の実施状況を踏まえ、知事が合意の形成についての判断を行うことについて定めたものである。

## 【解釈・運用】

### （第1項関係）

- 1 「次項の規定により提出を求めた資料又は意見書」とは、知事が合意の形成の判断を行うため、関係住民等に求めた資料又は意見書をいい、具体的には、条例第25条第1項の規定による意見書の提出者（2回目の意見書の提出者）に対し、事業者が周知した見解（2回目）に理解を示しているか否かを確認した資料などが該当する。
- 2 合意の形成の判断は、第26条第1項のいずれの号に該当するかを次の基準で判断することにより行う。
  - (1) 合意の形成が図られていると認めるとき。
    - ① 事業計画について意見書（1回目）の提出が無く、関係住民が理解を示していると認められるとき。
    - ② 事業者の見解（1回目）について意見書（2回目）の提出が無かったとき。
    - ③ 事業者の見解（1回目）について意見書（2回目）を提出した関係住民が、事業者の見解（2回目）に理解を示したとき。
    - ④ 事業者の見解（1回目）について意見書を提出した関係住民が、事業者の見解（2回目）に理解を示していない場合において、その意見が周辺地域の生活環境の保全上の見地からの意見ではないとき。
    - ⑤ その他合意の形成が図られていると認められるとき。
  - (2) この条例に規定する手続に関する事業者の取組が不十分であり、合意の形成が図られていないと認めるとき。
    - ① 事業計画書（生活環境影響調査結果書を含む）に記載事項の誤り（当該誤りを正した場合に生活環境への負荷を増大させるおそれがあるものに限る）があるとき。
    - ② 周知計画書に基づき、広告、縦覧、説明会、その他の周知が適正に行われていないとき。
    - ③ 事業者の見解（1回目、2回目）が、意見（1回目、2回目）に対して不十分であるとき。
    - ④ その他条例手続に関する事業者の取組が不十分であり、合意の形成が図られていないと認められるとき。
  - (3) この条例に規定する手続に関する事業者の取組は十分であるが、合意の形成が図られていないと認めるとき。
    - ① 事業計画について意見書の提出は無かったが、関係住民が理解を示していないと認められるとき。
    - ② 事業者の見解（1回目）について意見書（2回目）を提出した関係住民が、事業者の見解（2回目）に理解を示していないとき。
    - ③ その他条例手続に関する事業者の取組は十分であるが、合意の形成が図られていないと認められるとき。

#### (第4項関係)

事業者は、「この条例に規定する手続に関する事業者の取組が不十分である」と知事が判断した場合は、知事が指定する手続から再度やり直さなければならない。ただし、条例第27条第1項の異議申立てがあったときは、知事が再度同じ判断をするまで手続をやり直さなくてもよい。

### 第27条 異議の申立て

第27条 前条第1項(第3項において準用する場合を除く。)の規定による判断に不服がある事業者は、同条第1項の規定による通知のあった日から14日以内に、規則で定めるところにより、知事に異議を申し立てることができる。

2 前項の規定は、関係住民について準用する。この場合において、同項中「事業者」とあるのは「関係住民」と、「通知のあった日から14日以内」とあるのは「周知が開始された日から20日以内」と読み替えるものとする。

3 前条の規定は、第1項(前項において準用する場合を含む。)の規定による申立てがあった場合について準用する。この場合において、同条第1項中「第23条第2項(前条第1項において準用する場合を含む。)の規定による意見書の送付がなかったとき、又は前条第2項の規定による報告があったとき」とあるのは「次条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申立てがあったとき」と、同条第2項中「判断のため必要があると認めるとき」とあるのは「判断をしようとするとき」と、「又は関係市町村長に対し資料又は意見書の提出を求めることができる」とあるのは「及び関係市町村長の意見を聴かなければならない」と、同条第3項中「判断をしようとする場合において、必要があると認めるとき」とあるのは「判断をしようとするとき」と、「意見を聴くことができる」とあるのは「意見を聴かなければならない」と、同条第5項中「実施しなければならない。ただし、次条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申立てがあった場合は、この限りでない」とあるのは「実施しなければならない」と、同条第6項中「第26条第4項」とあるのは「第27条第3項において準用する第26条第4項」と読み替えるものとする。

4 知事は、前条第1項の規定による同項第3号に該当する旨の通知及び周知を行った場合において、第1項(第2項において準用する場合を含む。)の規定による申立てがなかったときは、その旨を事業者及び関係市町村長に通知するとともに、規則で定めるところにより、関係住民に対し周知するものとする。

#### ◎第27条第2項の規定による読替後の第27条第1項

(異議の申立て)

第27条 前条第1項(第3項において準用する場合を除く。)の規定による判断に不服がある関係住民は、同条第1項の規定による周知が開始された日から20日以内に、規則で定めるところにより、知事に異議を申し立てることができる。

#### ◎第27条第3項の規定による読替後の第26条

(合意の形成の判断等)

第26条 知事は、次条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申立てがあったときは、第18条(第22条において準用する場合を含む。)の規定による報告、第23条第1項(前条第1項において準用する場合を含む。)に規定する意見書、第24条第1項(前条第1項において準用する場合を含む。)に規定する見解書、次項の規定により提出を求めた資料又は意見書、第36条第2項に規定する書面の写しその他の資料に基づき、合意の形成について、次のいずれに該当するかについて判断し、その結果を事業者及び関係市町村長に通知するとともに、規則で定めるところにより、関係住民に対し周知するものとする。

一 合意の形成が図られていると認めるとき。

二 この条例に規定する手続に関する事業者の取組が不十分であり、合意の形成が図られていないと認めるとき。

三 この条例に規定する手続に関する事業者の取組は十分であるが、合意の形成が図られていないと認めるとき。

- 2 知事は、前項の規定による判断をしようとするときは、事業者、関係住民及び関係市町村長の意見を聴かななければならない。
- 3 知事は、第1項の規定による判断をしようとするときは、岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会の意見を聴かななければならない。
- 4 知事は、第1項の場合において、事業者と同項第2号に該当する旨の通知をするときは、併せて、この条例に規定する手続のうち再度実施する必要があると認められるもののうち最も早い段階の手続を指定するものとする。
- 5 事業者は、前項の規定による指定があったときは、当該指定に係る手続以降の手続を実施しなければならない。
- 6 前項本文の場合において、次の表の第1欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。

第7条第1項の規定による事業計画書の提出の手続が指定された場合	第7条第1項	産業廃棄物処理施設等の設置等を行うとき	第27条第3項において準用する第26条第4項の規定による指定があったとき
第11条第1項の規定による周知計画書の提出の手続が指定された場合	第11条第1項	第7条第1項の規定による事業計画書の提出を行ったとき	第27条第3項において準用する第26条第4項の規定による指定があったとき
第20条第1項の規定による生活環境影響調査を行う方法の検討の手続が指定された場合	第20条第1項	前条第3項の規定による意見書の送付があったとき	第27条第3項において準用する第26条第4項の規定による指定があったとき
		当該意見書	前条第1項に規定する意見書
第20条第2項の規定による生活環境影響調査を行う方法の検討の結果の周知及び届出の手続が指定された場合	第20条第2項	前項の検討を終了したとき	第27条第3項において準用する第26条第4項の規定による指定があったとき
		当該検討	前項の検討
第21条第1項の規定による生活環境影響調査結果書の作成及び提出の手続が指定された場合	第21条第1項	生活環境影響調査を行ったとき	第27条第3項において準用する第26条第4項の規定による指定があったとき
第22条において準用する第11条第1項の規定による周知計画書の提出の手続が指定された場合	第22条において準用する第11条第1項	第21条第1項の規定による生活環境影響調査結果書の提出を行ったとき	第27条第3項において準用する第26条第4項の規定による指定があったとき

第 24 条第 1 項の規定による見解書の作成及び提出の手續が指定された場合	第 24 条第 1 項	前条第 3 項の規定による意見書の送付があったとき	<u>第 27 条第 3 項において準用する第 26 条第 4 項の規定による指定があったとき</u>
		当該意見書	前条第 1 項に規定する意見書
第 24 条第 3 項の規定による見解の周知の手續が指定された場合	第 24 条第 3 項	第 1 項の規定による見解書の提出をしたとき	<u>第 27 条第 3 項において準用する第 26 条第 4 項の規定による指定があったとき</u>
前条第 1 項において準用する第 24 条第 1 項の規定による見解書の作成及び提出の手續が指定された場合	前条第 1 項において準用する第 24 条第 1 項	次条第 1 項において準用する前条第 3 項の規定による意見書の送付があったとき	<u>第 27 条第 3 項において準用する第 26 条第 4 項の規定による指定があったとき</u>
		当該意見書	次条第 1 項において準用する前条第 1 項に規定する意見書
前条第 1 項において準用する第 24 条第 3 項の規定による見解の周知の手續が指定された場合	前条第 1 項において準用する第 24 条第 3 項	第 1 項の規定による見解書の提出をしたとき	<u>第 27 条第 3 項において準用する第 26 条第 4 項の規定による指定があったとき</u>

◎第 27 条第 3 項において準用する第 26 条第 6 項の規定による置換後の第 7 条第 1 項、第 11 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 20 条第 2 項、第 21 条第 1 項、第 22 条において準用する第 11 条第 1 項、第 24 条第 1 項、第 24 条第 3 項、第 25 条第 1 項において準用する第 24 条第 1 項及び第 25 条第 1 項において準用する第 24 条第 3 項

(事業計画書の提出)

第 7 条 事業者は、第 27 条第 3 項において準用する第 26 条第 4 項の規定による指定があったときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した事業計画書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 産業廃棄物処理施設等の設置等の目的又は産業廃棄物処理施設等の設置等を必要とする理由
- 三 産業廃棄物処理施設等の設置等の場所
- 四 産業廃棄物処理施設等の種類
- 五 産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類
- 六 産業廃棄物処理施設等の処理能力(産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- 七 産業廃棄物処理施設等の位置、構造等の計画
- 八 産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画
- 九 周辺地域の生活環境の保全のための措置
- 十 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

(周知計画書の提出)

第 11 条 事業者は、第 27 条第 3 項において準用する第 26 条第 4 項の規定による指定があったときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した周知計画書を知事

に提出しなければならない。

- 一 周知地域及び関係住民に関する事項
- 二 第14条第1項の規定による広告に関する事項
- 三 第15条第1項の縦覧に関する事項
- 四 第16条第1項の説明会に関する事項
- 五 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

(生活環境影響調査を行う方法の検討)

第20条 事業者は、第27条第3項において準用する第26条第4項の規定による指定があったときは、その日から30日以内に、前条第1項に規定する意見書の内容に配慮して生活環境影響調査を行う方法に検討を加えなければならない。

2 事業者は、第27条第3項において準用する第26条第4項の規定による指定があったときは、規則で定めるところにより、速やかに、前項の検討の結果を関係住民に対し周知するとともに、知事に届け出なければならない。

(生活環境影響調査結果書の提出等)

第21条 事業者(第7条第2項第1号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者に限る。)は、第27条第3項において準用する第26条第4項の規定による指定があったときは、速やかに、生活環境影響調査結果書を作成し、知事に提出しなければならない。

(周知計画書の提出) <第22条において準用する第11条第1項>

第11条 事業者は、第27条第3項において準用する第26条第4項の規定による指定があったときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した周知計画書を知事に提出しなければならない。

- 一 周知地域及び関係住民に関する事項
- 二 第22条において準用する第14条第1項の規定による広告に関する事項
- 三 第22条において準用する第15条第1項の縦覧に関する事項
- 四 第22条において準用する第16条第1項の説明会に関する事項
- 五 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

(見解書の提出等)

第24条 事業者は、第27条第3項において準用する第26条第4項の規定による指定があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、前条第1項に規定する意見書に記載された意見及びこれに対する見解を記載した見解書を作成し、知事に提出しなければならない。

3 事業者は、第27条第3項において準用する第26条第4項の規定による指定があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、関係住民に対し見解の周知を行わなければならない。

(見解書の提出等) <第25条第1項において準用する第24条第1項及び第3項>

第24条 事業者は、第27条第3項において準用する第26条第4項の規定による指定があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、第25条第1項において準用する前条第1項に規定する意見書に記載された意見及びこれに対する見解を記載した見解書を作成し、知事に提出しなければならない。

3 事業者は、第27条第3項において準用する第26条第4項の規定による指定があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、関係住民に対し見解の周知を行わなければならない。

規則(異議の申立書の提出等)

第20条 条例第27条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による異議の申立ては、別記様式第12号により行うものとする。

- 2 条例第 27 条第 4 項の規定による周知は、次の方法により 14 日間行うものとする。
- 一 県が開設するインターネットのホームページへの掲載
  - 二 計画地を所管する岐阜地域環境室又は県事務所での掲示
  - 三 前 2 号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

#### 【趣 旨】

本条は、条例第 26 条第 1 項の規定により知事が行った合意の形成についての判断（1 回目）について、事業者又は関係住民が行う異議の申立てについて定めたものである。

#### 【解釈・運用】

##### （第 1 項、第 2 項関係）

- 1 異議の申立てができる期間は、次の①及び②のとおりである。
  - ①事業者  
判断結果について知事から通知のあった日から 14 日以内
  - ②関係住民  
判断結果について知事が周知を開始した日から 20 日以内
- 2 異議申立書は、規則様式第 12 号により計画地を所管する岐阜地域環境室又は県事務所に持参又は郵送により提出すること。
- 3 規則様式第 12 号の「申立てにより求める判断」とは、第 26 条第 1 項のいずれの号に該当するかについての判断をいい、申立者が該当すると考える判断を記載すること。

##### （第 3 項関係）

知事は、合意の形成に係る 2 回目の判断をしようとするときは、事業者、関係住民等の意見を必ず聴き、加えて委員会の意見も必ず聴くこととしている。これは、2 回目の判断が最終判断となることから、1 回目の知事の判断について客観的に再度検証し、2 回目の判断を行うためである。

##### （第 4 項関係）

合意の形成の判断（1 回目）において「この条例の手続きに関する事業者の取組は十分であるが合意の形成が図られていない」と判断した場合において、異議の申立てがあった場合は、2 回目の判断が行われるまで条例第 28 条第 1 項の規定の「意見の調整」の手続きができないため、異議の申立ての有無を周知するものである。

## 第 28 条 意見の調整

- 第 28 条 事業者及び関係住民（第 25 条第 1 項において準用する第 23 条第 1 項の規定による意見書の提出を行った者に限る。以下この項において同じ。）は、前条第 3 項において準用する第 26 条第 1 項の規定による同項第 3 号に該当する旨の通知及び周知があったとき、又は前条第 4 項の規定による通知及び周知があったときは、知事が定める日から 14 日以内に、規則で定めるところにより、意見の調整（事業者の見解及び関係住民の意見についての論点の整理、事業者及び関係住民による会議の開催その他適当と認められる方法により合意の形成を促すことをいう。以下同じ。）を知事に申し出ることができる。
- 2 前項の規定による申出は、意見の調整の目的となる事項を示して行わなければならない。
  - 3 知事は、第 1 項の規定により意見の調整の申出の受付を開始する日を定めたときは、事業者及び関係住民（第 25 条第 1 項において準用する第 23 条第 1 項の規定による意見書の提出を行った者に限る。）に対しこれを通知するとともに、規則で定めるところにより、関係住民に対し周知するものとする。
  - 4 知事は、第 1 項の規定による申出があったときは、その旨を事業者が意見の調整の相手方としようとする関係住民及び関係市町村長（当該申出をした者が関係住民である場合にあっては、事業者及び関係市町村長）に通知するとともに、規則で定めるところにより、関係住民に対し周知するものとする。

- 5 知事は、第1項の規定による申出があったときは、当該申出に係る意見の調整を岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会に付するものとする。
- 6 事業者と事業者が意見の調整の相手方としようとする関係住民との意見の調整の結果に関し生活環境の保全上の見地から意見を有する関係住民は、第4項の規定による周知が開始された日から7日以内に、規則で定めるところにより、当該意見の調整への参加を知事に申し出ることができる。
- 7 知事は、前項の規定による申出があったときは、その旨を岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会に通知するものとする。
- 8 第6項の規定による申出をした関係住民は、意見の調整に参加し、意見を述べることができる。
- 9 岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会は、意見の調整の結果、合意の形成が図られたと認めるときは、その旨を知事に報告するものとする。
- 10 知事は、前項の規定による報告があったときは、事業者、第1項の規定による申出をした関係住民、事業者が意見の調整の相手方とした関係住民、第6項の規定による申出をした関係住民及び関係市町村長に通知するとともに、規則で定めるところにより、関係住民に対し周知するものとする。
- 11 岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会は、事業者又は関係住民が意見の調整に応じないとき、合意の形成の見込みがないと認めるときその他意見の調整を続けることが適当でないとき認めるときは、意見の調整を打ち切ることができる。
- 12 第9項及び第10項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第9項中「意見の調整の結果、合意の形成が図られたと認めるとき」とあるのは、「第11項の規定により意見の調整を打ち切ったとき」と読み替えるものとする。

**◎第28条第12項の規定による読替後の同条第9項及び第10項**

- 9 岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会は、第11項の規定により意見の調整を打ち切ったときは、その旨を知事に報告するものとする。
- 10 知事は、前項の規定による報告があったときは、事業者、第1項の規定による申出をした関係住民、事業者が意見の調整の相手方とした関係住民、第6項の規定による申出をした関係住民及び関係市町村長に通知するとともに、規則で定めるところにより、関係住民に対し周知するものとする。

規則（意見の調整の申出書等）

- 第21条 条例第28条第1項の規定による意見の調整の申出は、別記様式第13号により行うものとする。
- 2 条例第28条第3項、第4項又は第10項（同条第12項において準用する場合を含む。）の規定による周知は、次の方法により14日間行うものとする。
  - 一 県が開設するインターネットのホームページへの掲載
  - 二 計画地を所管する岐阜地域環境室又は県事務所での掲示
  - 三 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法
- 3 条例第28条第6項の規定による意見の調整への参加の申出は、別記様式第14号により行うものとする。

**【趣 旨】**

本条は、合意の形成に向けた意見の調整について定めたものである。

**【解釈・運用】**

**（第1項関係）**

- 1 意見の調整の申出は、「この条例に規定する手続に関する事業者の取組は十分であるが、合意の形成が図られていないと認めるとき（条例第26条第1項第3号）」に該当するとした判断が確定した場合に申し出ることができる。すなわち、知事が1回目の判断で条例第26条第1項第3号に該当すると判断した場合において異議申立てがなかった場合及び異議申立てに基づく2回目の判断で条例第26条第1項第3号に該当すると判断した場合に申し出ることができる。

- 2 意見の調整の申出ができる者は、次の①及び②のとおりである。
  - ①事業者
  - ②事業者の見解（1回目）について意見書（2回目）を提出した関係住民のうち、事業者の見解（2回目）に理解を示していない者
- 3 意見調整申出書は、規則様式第13号により計画地を所管する岐阜地域環境室又は県事務所に持参又は郵送により提出する。

#### （第2項関係）

「意見の調整の目的となる事項」とは、事業者の見解（1回目）についての意見及びこれに対する見解（2回目）の手續において合意の形成を図ることができなかった事項について、意見の調整によりどのような結果を求めるかをいう。

#### （第4項関係）

「意見の調整の相手方」とは、次の①及び②のとおりである。

- ①事業者が申出を行う場合  
合意の形成を図ることが出来なかった関係住民のうち、意見の調整により合意を図ろうとする者
- ②関係住民が申出を行う場合  
事業者

#### （第5項関係）

意見の調整は、知事の付託を受け、第7章の規定により設置された委員会が行う。

#### （第6項関係）

- 1 意見の調整の結果によっては、その他の関係住民に関する生活環境の保全に影響を及ぼすおそれがあることから、これを回避するため、意見の調整への参加を可能としたものである。
- 2 意見調整参加申出書は、規則様式第14号により計画地を所管する岐阜地域環境室又は県事務所に持参又は郵送により提出すること。
- 3 規則様式第14号の「意見の調整の結果となる事項」とは、条例第28条第2項の意見の調整の目的となる事項のことをいう。なお、その内容については、意見の調整の申出があったときに、知事が当該申出に記載された意見の調整の目的となる事項を周知するので確認することができる。
- 4 規則様式第14号の「生活環境の保全上の見地からの意見」は、意見の調整の結果が自身の生活環境の保全上どのような影響を及ぼす可能性があるかについて、具体的に記載すること。

#### （第9項、第11項関係）

委員会は、①の場合はその旨を、②の場合は意見の調整を打ち切った旨を知事に報告する。

- ①合意の形成が図られたと認めるとき  
例：意見の調整の目的となる事項について、当事者（参加申出者がある場合はその者を含む）間で合意に至ったと認めるとき
- ②意見の調整を打ち切ったとき  
例：意見調整申出書が提出されたときに行う「意見の調整に応じる意思があるか否かについての確認」において、意見の調整の相手方が参加の意思を示さなかった等事業者又は関係住民が意見の調整に応じないとき  
例：意見の調整の当事者（参加申出者がある場合はその者を含む）間で、互いに主張する論点が乖離している等合意の形成の見込みがないとき  
例：生活環境の保全上の見地からの意見ではない事項が論点となっている等意見の調整を続けることが適当でないとき



## 第 29 条 終了の通知等

第 29 条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を事業者及び関係市町村長に通知するとともに、規則で定めるところにより、関係住民に対し周知するものとする。

- 一 第 26 条第 1 項の規定による同項第 1 号に該当する旨の通知をした場合において、第 27 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定による申立てがなかったとき。
- 二 第 26 条第 1 項の規定による同項第 3 号に該当する旨の通知をした場合において、第 27 条第 1 項の規定による申立て及び前条第 1 項の規定による申出がなかったとき。
- 三 第 27 条第 3 項において準用する第 26 条第 1 項の規定による同項第 1 号に該当する旨の通知をしたとき。
- 四 第 27 条第 3 項において準用する第 26 条第 1 項の規定による同項第 3 号に該当する旨の通知をした場合において、前条第 1 項の規定による申出がなかったとき。
- 五 前条第 9 項（同条第 12 項において準用する場合を含む。）の規定による報告があったとき。

規則（終了に係る周知）

第 22 条 条例第 29 条の規定による周知は、次の方法により 14 日間行うものとする。

- 一 県が開設するインターネットのホームページへの掲載
- 二 計画地を所管する岐阜地域環境室又は県事務所での掲示
- 三 前 2 号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

### 【趣 旨】

本条は、対象となる事業計画書に対して必要な条例手続が実施されたことを通知する規定である。

### 【解釈・運用】

- 1 本条により通知を行う場合は、次の①～⑤に該当するときである。
  - ①「合意の形成が図られている」とした判断（1 回目）に対し、異議の申立てがなかったとき。
  - ②「事業者の取組は十分であるが、合意の形成が図られていない」とした判断（1 回目）に対し、異議の申立て及び意見の調整の申出がなかったとき。
  - ③異議の申立てに基づき、「合意の形成が図られている」と判断（2 回目）したとき。
  - ④異議の申立てに基づき、「事業者の取組は十分であるが、合意の形成が図られていない」と判断（2 回目）した場合において、意見の調整の申出がなかったとき。
  - ⑤意見の調整の申出に基づき、意見の調整を行った結果について委員会から報告があったとき。
- 2 本条の通知後に事業計画を変更する場合は、第 9 条を参照のこと。

## 第 7 章 岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会

### 第 30 条～第 35 条

（設置）

第 30 条 次に掲げる事務を行わせるため、岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 一 この条例により委員会の権限に属させられたこと。
  - 二 前号に掲げるもののほか、この条例の施行に関する重要な事項について調査審議すること。
- 2 委員会は、産業廃棄物処理施設等の設置等に係る合意の形成に関する事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織等)

第31条 委員会は、委員7人以内で組織する。

- 2 委員は、環境保全、行政手続又は産業廃棄物に関する法令に関し必要な知識又は経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第32条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第33条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、事業者、関係住民その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第34条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第35条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 【趣 旨】

本章は、岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会の設置や組織等について定めたものである。

## 【解釈・運用】

### (第30条第1項関係)

「この条例により委員会の権限に属させられたこと」とは、次の①～③のとおりである。

- ①知事が合意の形成の判断(1回目)を行うとき、知事が意見を求めたことに対し意見を述べること。(条例第26条第3項)
- ②知事が異議の申立てに基づき合意の形成の判断(2回目)を行うとき、知事が意見を求めたことに対し意見を述べること。(条例第27条第3項において準用する第26条第3項)
- ③知事が意見の調整の申出に基づき意見の調整を付託したとき、意見の調整を行うこと。(条例第28条第5項)

## 第8章 雑 則

### 第36条 環境保全協定の締結

第36条 事業者は、産業廃棄物処理施設等の設置等に関し、関係住民又は関係市町村長から生活環境の保全上必要な事項を定めた協定(以下「環境保全協定」という。)の締結を求められたときは、これに応じるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、環境保全協定を締結したときは、速やかに、当該協定に係る書面の写しを知事に提出しなければならない。

## 【趣 旨】

本条は、事業者の環境保全協定締結に関する努力義務及び協定を締結した場合の環境保全協定書の写しの提出等について定めたものである。

## 【解釈・運用】

### (第1項関係)

- 1 「生活環境の保全上必要な事項を定めた協定」とは、大気、水質、騒音、振動、悪臭等の公害防止対策や生活環境の保全に係る事項について当事者間で合意した内容を定めた文書が該当する。

例：施設の設置に伴う環境への負荷の基準  
：施設の運転や搬入車両の出入りの時間  
：施設の構造設備や維持管理  
：施設の公開  
：生活環境の負荷に関するモニタリング  
：その他生活環境の保全に関する事項

- 2 「これに応じるよう努めなければならない」とは、環境保全協定は、事業者と関係住民等の間で任意に取り交わされるものであるが、周辺地域の生活環境保全に寄与することをこの条例は目的としているため、関係住民等から求めがあったときは、協定締結に応じるよう事業者が努力義務を課したものである。

### (第2項関係)

「当該協定に係る書面の写しを知事に提出しなければならない」とは、環境保全協定の内容と事業計画との整合を図るため、協定を締結したときは、速やかにその写しの提出を求めるものである。

なお、条例第29条の終了の通知がされた以降においても環境保全協定が締結された場合は、その写しを提出すること。

## 第37条 進捗状況等の公表

第37条 知事は、規則で定めるところにより、この条例に規定する手続の進捗状況等について公表するものとする。

### 規則（進捗状況等の公表）

第23条 条例第37条の規定による手続の進捗状況等についての公表は、次に掲げる手続が行われた場合に行うものとする。

- 一 条例第7条第1項の規定による事業計画書の提出
- 二 条例第9条第1項の規定による事業計画の変更の届出
- 三 条例第10条第1項の規定による事業計画の廃止の届出
- 四 条例第11条第1項（条例第22条において準用する場合を含む。）の規定による周知計画書の提出
- 五 条例第13条第1項（条例第22条において準用する場合を含む。）の規定による周知計画の変更の届出
- 六 条例第18条（条例第22条において準用する場合を含む。）の規定による実施状況の報告
- 七 条例第19条第1項の規定による意見書の提出
- 八 条例第20条第2項の規定による検討結果の届出
- 九 条例第21条第1項の規定による生活環境影響調査結果書の提出
- 十 条例第23条第1項（条例第25条第1項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の提出
- 十一 条例第24条第1項（条例第25条第1項において準用する場合を含む。）の規定による見解書の提出

- 十二 条例第 25 条第 2 項の規定による周知を終了した旨の報告
  - 十三 条例第 27 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による異議の申立て
  - 十四 条例第 28 条第 1 項の規定による意見の調整の申出
  - 十五 条例第 28 条第 5 項の規定による意見の調整の委員会への付託
  - 十六 条例第 28 条第 6 項の規定による意見の調整への参加の申出
  - 十七 条例第 28 条第 9 項（同条第 12 項において準用する場合を含む。）の規定による報告
  - 十八 条例第 33 条第 1 項の規定による会議の招集
  - 十九 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める手続
- 2 前項の規定による公表は、県が開設するインターネットのホームページへの掲載により行うものとする。

#### 【趣 旨】

本条は、関係住民等が条例手続の進捗状況を把握できる状態とするため、この条例に規定する手続が行われたときにおいて、知事が、当該手続が行われた旨を公表することについて定めたものである。

#### 【解釈・運用】

「手続の進捗状況等について」とは、この条例に規定する手続とそれが行われた日付又はその概要である。

### 第 38 条 勧告及び公表

- 第 38 条 知事は、事業者が正当な理由がなくこの条例に規定する手続の全部若しくは一部を行わず、又は不正若しくは不誠実な方法によりこれを行ったと認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- 2 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。
- 3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、勧告を受けた者に弁明の機会を与えなければならない。

規則（勧告に従わない場合の公表の方法）

- 第 24 条 条例第 38 条第 2 項の規定による公表は、次の方法により行うものとする。
- 一 県が開設するインターネットのホームページへの掲載
  - 二 計画地を所管する岐阜地域環境室又は県事務所での掲示
  - 三 報道機関に対する公表事項の提供
  - 四 前 3 号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

#### 【趣 旨】

本条は、事業者がこの条例に規定する手続を適正に実施しなかった場合において、当該事業者に対し知事が勧告を行うこと及び勧告に従わなかった事業者に弁明の機会を与えうえで公表することができる規定である。

#### 【解釈・運用】

##### （第 1 項関係）

「正当な理由がなく」とは、条例手続を適正に実施しなかった理由が、事業者の責めに帰すべき事由に該当する場合のことをいう。例えば、自然災害又は第三者の影響等により、やむを得ず条例手続を適正に行うことができなかつたような場合は除かれる。

### 第 39 条 指導及び助言

第 39 条 知事は、必要があると認めるときは、この条例に規定する手続に関し、事業者又は関係住民に対し指導及び助言を行うことができる。

【趣 旨】

本条は、事業者又は関係住民に対し、知事が必要に応じて条例手続に関する指導又は助言を行うことができる規定である。

第 40 条 協力依頼

第 40 条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、関係市町村長その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

【趣 旨】

本条は、この条例の円滑な運用を図るために関係市町村長等に対し、知事が必要に応じて照会を行うこと、又は協力を求めることができる規定である。

第 41 条 適用除外

第 41 条 この条例は、岐阜市の区域内において産業廃棄物処理施設等の設置等を行う事業者については、適用しない。

2 第 6 条及び第 3 章から第 6 章までの規定は、次に掲げる事業者（前項に規定する事業者を除く。）については、適用しない。この場合において、第 5 条第 1 項中「この条例」とあるのは「この条例（第 3 章から第 6 章までを除く。）」と、「第 29 条の規定による通知」とあるのは「第 8 条第 4 項（事業計画書に記載された事項を変更した場合にあっては、第 9 条第 2 項において準用する第 8 条第 4 項）の規定による通知」と同条第 2 項中「第 29 条の規定による通知」とあるのは「第 8 条第 4 項（事業計画書に記載された事項を変更した場合にあっては、第 9 条第 2 項において準用する第 8 条第 4 項）の規定による通知」とする。

一 自ら排出する産業廃棄物を処理するためにその排出する場所において産業廃棄物処理施設等の設置等（令第 7 条第 3 号、第 5 号、第 8 号及び第 11 号の 2 から第 14 号までに掲げる産業廃棄物処理施設を除く産業廃棄物処理施設に係るものに限る。）を行う事業者

二 前号に掲げるもののほか、次のイからハまでに掲げる産業廃棄物処理施設又は小規模産業廃棄物処理施設に係る産業廃棄物処理施設等の設置等を行う事業者

イ 産業廃棄物処理施設（令第 7 条第 3 号、第 5 号、第 8 号及び第 11 号の 2 から第 14 号までに掲げるものを除く。）であって規則で定めるもの

ロ 小規模産業廃棄物処理施設（産業廃棄物の焼却を行うものを除く。）であって規則で定めるもの

ハ 移動式の産業廃棄物処理施設又は移動式の小規模産業廃棄物処理施設であって規則で定めるもの

3 第 4 章から第 6 章までの規定は、自ら排出する産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設等の設置等（令第 7 条第 3 号、第 5 号、第 8 号及び第 11 号の 2 から第 14 号までに掲げる産業廃棄物処理施設を除く産業廃棄物処理施設に係るものに限る。）を行う事業者（前 2 項に規定する事業者を除く。）については、適用しない。この場合において、第 5 条第 1 項中「この条例」とあるのは「この条例（第 4 章から第 6 章までを除く。）」と、「第 29 条の規定による通知を受けて」とあるのは「第 18 条の規定による報告を行って」と、同条第 2 項中「第 29 条の規定による通知を受けた日」とあるのは「第 18 条の規定による報告を行った日」と、「当該通知を受けていない」とあるのは「当該報告を行っていない」と、第 6 条第 1 項中「第 29 条の規定による通知を受ける」とあるのは「第 18 条の規定による報告を行う」とする。

◎第 41 条第 2 項の規定による置換後の第 5 条第 1 項及び第 2 項  
（条例手続の時期）

第5条 事業者は、次に掲げる手続を行おうとするときは、あらかじめこの条例（第3章から第6章までを除く。）に規定する手続を実施し、第8条第4項（事業計画書に記載された事項を変更した場合にあっては、第9条第2項において準用する第8条第4項）の規定による通知を受けておかななければならない。

- 一 法第14条第6項若しくは第14条の2第1項又は第14条の4第6項若しくは第14条の5第1項の許可に係る申請（自ら排出する産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設を設置している事業者が当該産業廃棄物処理施設を使用して産業廃棄物の処分の業を行おうとするもの（許可の更新に係るものを除く。）に限る。）
- 二 法第15条第1項の許可に係る申請
- 三 法第15条の2の6第1項の許可に係る申請
- 四 適正処理条例第21条第1項、第2項又は第3項の規定による届出（規則で定めるものを除く。）

2 事業者が第8条第4項（事業計画書に記載された事項を変更した場合にあっては、第9条第2項において準用する第8条第4項）の規定による通知を受けた日から1年を経過した日以後に前項各号に掲げる手続を行おうとするときは、事業者が当該通知を受けていないものとみなして前項の規定を適用する。

**◎第41条第3項の規定による置換後の第5条第1項及び第2項並びに第6条第1項**  
（条例手続の時期）

第5条 事業者は、次に掲げる手続を行おうとするときは、あらかじめこの条例（第4章から第6章までを除く。）に規定する手続を実施し、第18条の規定による報告を行っておかななければならない。

- 一 法第14条第6項若しくは第14条の2第1項又は第14条の4第6項若しくは第14条の5第1項の許可に係る申請（自ら排出する産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設を設置している事業者が当該産業廃棄物処理施設を使用して産業廃棄物の処分の業を行おうとするもの（許可の更新に係るものを除く。）に限る。）
- 二 法第15条第1項の許可に係る申請
- 三 法第15条の2の6第1項の許可に係る申請
- 四 適正処理条例第21条第1項、第2項又は第3項の規定による届出（規則で定めるものを除く。）

2 事業者が第18条の規定による報告を行った日から1年を経過した日以後に前項各号に掲げる手続を行おうとするときは、事業者が当該報告を行っていないものとみなして前項の規定を適用する。

（許可の制限等）

第6条 知事は、産業廃棄物処理施設等の設置等について、事業者が第18条の規定による報告を行う前に前条第1項第2号又は第3号の申請を行った場合は、当該申請が法第15条の2第1項第2号（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の規定に適合していないものとして、当該許可をしないことができる。

規則（適用除外）

第25条 条例第41条第2項第2号イに規定する規則で定めるものは、処理能力が増加しない施設の更新に係るものであって生活環境への負荷を増大させないことが明らかなもの及び施設の変更であって次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 処理能力の変更でないもの又は当該変更であって処理能力が10パーセント以上増加しないもの
- 二 施設の位置の変更でないもの又は当該変更であって生活環境への負荷を増大させないことが明らかなもの
- 三 施設の構造及び設備の変更でないもの又は当該変更であって排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷を増大させないことが明らかなもの
- 四 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法に掲げる事項の変更でないもの又は当該変更であって排ガス又は排水の排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。以

下同じ。)又は量の増大に係る変更でないもの

五 施設の維持管理に関する計画に係る事項の変更でないもの又は当該変更であって、排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値の変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられることとなるもの若しくは排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度の変更によって測定頻度が高くなるもののみを行う場合であるもの

2 条例第41条第2項第2号ロに規定する規則で定めるものは、処理能力が増加しない施設の更新に係るものであって生活環境への負荷を増大させないことが明らかなもの及び施設の変更であって次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 処理能力の変更でないもの又は当該変更であって処理能力が10パーセント以上増加しないもの

二 施設の位置の変更でないもの又は当該変更であって生活環境への負荷を増大させないことが明らかなもの

三 施設の構造及び設備の変更でないもの又は当該変更であって排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷を増大させないことが明らかなもの

四 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法に掲げる事項の変更でないもの又は当該変更であって排ガス又は排水の排出の方法又は量の増大に係る変更でないもの

五 施設の維持管理に関する計画に係る事項の変更でないもの又は当該変更であって、排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値の変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられることとなるもの若しくは排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度の変更によって測定頻度が高くなるもののみを行う場合であるもの

3 条例第41条第2項第2号ハに規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 県内（岐阜市の区域を除く。）の建設工事現場で使用されるものであって次のイからハのいずれにも該当するもの

イ 当該建設工事で発生した産業廃棄物のみを処理するもの

ロ 事業者の事業場内では使用されないもの

ハ 施設の使用により周辺地域において生活環境の保全上の支障が生じることがないことが明らかなもの

二 県内（岐阜市の区域を除く。）の事業場（前号に該当するものを除く。）で使用されるものであって次のイからニのいずれにも該当するもの

イ 当該事業場で発生した産業廃棄物のみを処理するものであって相当期間固定状態とならないもの

ロ 事業者の事業場内では使用されないもの

ハ 特別管理産業廃棄物の処理を行わないもの

ニ 施設の使用により周辺地域において生活環境の保全上の支障が生じることがないことが明らかなもの

## 【趣 旨】

本条は、この条例の全部又は一部を適用しない場合について定めたものである。

## 【解釈・運用】

### （第1項関係）

岐阜市の区域内で産業廃棄物処理施設等の設置等を行う事業者には条例手続のすべてが適用されない。

### （第2項関係）

1 次の①～⑦の事業者には、条例手続のうち、第6条（許可の制限等）、第3章（事業計画の周知）、第4章（事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した場合の特例）、第5章（合意の形成）、第6章（手続の終結）の手続が適用されない。

①自ら排出する産業廃棄物を処理するために、その排出する場所において、産業廃棄物処理施設（令第7条の2で規定する告示縦覧施設（焼却施設、PCB処理施設、最終処分場等）を除く。）の設置等を行う事業者

②処理能力が増加しない産業廃棄物処理施設（令第7条の2で規定する告示縦覧施設（焼却

- 施設、PCB 処理施設、最終処分場等)を除く。)の更新(入替)であって、生活環境への負荷を増大させないことが明らかなものを行う事業者
- ③産業廃棄物処理施設(令第7条の2で規定する告示縦覧施設(焼却施設、PCB 処理施設、最終処分場等)を除く。)の変更であって、次のア～オのいずれにも該当するものを行う事業者(次のア～オの1でも欠けた場合は適用除外とならない。)
- ア 処理能力の変更でないもの又は処理能力の変更であって当該変更によって処理能力が10パーセント以上増加しないもの
- イ 施設の位置の変更でないもの又は施設の位置の変更であって当該変更により生活環境への負荷が増大しないことが明らかなもの
- ウ 施設の構造及び設備(以下、構造等という。)の変更でないもの又は構造等の変更であって当該変更により設計計算上達成することができる排ガスの性状等の数値の変化により生活環境への負荷を増大させないことが明らかなもの
- エ 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法に掲げる事項(以下、処理方法等という。)の変更でないもの又は処理方法等の変更であって排ガス又は排水の排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。以下同じ。)又は量の増大でないもの
- オ 施設の維持管理に関する計画に係る事項(以下、維持管理計画という。)の変更でないもの又は排ガスの性状等の数値に関する維持管理計画の変更であって当該変更により周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられることとなるもの若しくは排ガスの性状等の測定頻度に関する維持管理計画の変更であって頻度が高くなるもののみを行うもの
- ④処理能力が増加しない小規模産業廃棄物処理施設(産業廃棄物の焼却を行うものを除く。)の更新(入替)であって、生活環境への負荷を増大させないことが明らかなものを行う事業者
- ⑤小規模産業廃棄物処理施設(産業廃棄物の焼却を行うものを除く。)の変更であって、③のア～オのいずれにも該当するものを行う事業者(③のア～オの1でも欠けた場合は適用除外とならない。)
- ⑥県内(岐阜市の区域を除く。)の建設工事現場で使用される移動式の産業廃棄物処理施設等の設置等を行う場合であって、次のア～ウのいずれにも該当するものを行う事業者(次のア～ウの1でも欠けた場合は適用除外とならない。)
- ア 当該建設工事で発生した産業廃棄物のみを処理するもの
- イ 事業者の事業場内では使用されないもの
- ウ 施設の使用により周辺地域において生活環境の保全上の支障が生じることがないことが明らかなもの
- ⑦県内(岐阜市の区域を除く。)の事業場で使用される移動式の産業廃棄物処理施設等の設置等(⑥を除く。)であって、次のア～エのいずれにも該当するものを行う事業者(次のア～エの1でも欠けた場合は適用除外とならない。)
- ア 当該事業場で発生した産業廃棄物のみを処理するものであって相当期間固定状態とならないもの
- イ 事業者の事業場内では使用されないもの
- ウ 特別管理産業廃棄物の処理を行わないもの
- エ 施設の使用により周辺地域において生活環境の保全上の支障が生じることがないことが明らかなもの

### (第3項関係)

自ら排出する産業廃棄物を処理するために、産業廃棄物処理施設(令第7条の2で規定する告示縦覧施設(焼却施設、PCB 処理施設、最終処分場等)を除く。)の設置等を行う事業者(上記のいずれかに該当する事業者を除く。)には、条例手続のうち、第4章(事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した場合の特例)、第5章(合意の形成)、第6章(手続の終結)の手続は適用されない。

## 第42条 規則への委任

第42条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。



規則（書類の提出）  
第26条 条例又はこの規則の規定により知事に提出することとされている書類及び知事を経由して事業者に出すこととされている書類は、計画地が県事務所の所管区域に所在する場合にあっては、当該計画地を所管する県事務局長を経由して提出するものとする。

**【趣 旨】**

本条は、条例の円滑な運用を図るため必要となる事項について、規則で定めることとしたものであり、書類の提出について規則で定めたものである。

**【解釈・運用】**

知事に提出する及び知事を経由して事業者に出す次の書類の提出先は、計画地を所管する岐阜地域環境室又は県事務所である。

- ①事業計画書（第7条第1項関係）
- ②事業計画変更届出書（第9条第1項関係）
- ③事業計画廃止届出書（第10条第1項関係）
- ④周知計画書（第11条第1項関係）
- ⑤周知計画変更届出書（第13条第1項関係）
- ⑥実施状況報告書（第18条関係）
- ⑦生活環境影響調査を行う方法に係る意見書（第19条第1項関係）
- ⑧生活環境影響調査を行う方法に係る検討結果届出書（第20条第2項関係）
- ⑨生活環境影響調査結果書（第7条第2項第1号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者に限る。）（第21条第1項関係）
- ⑩意見書（第23条第1項関係）
- ⑪見解書（第24条第1項関係（第25条第1項において準用する場合を含む。））
- ⑫事業者の見解に対する意見書（第25条第1項において準用する第23条第1項関係）
- ⑬周知終了報告書（第25条第2項関係）
- ⑭合意の形成の判断のための資料及び意見書（第26条第2項関係）
- ⑮異議申立書（第27条第1項関係）
- ⑯意見調整申出書（第28条第1項関係）
- ⑰意見調整参加申出書（第28条第6項関係）
- ⑱環境保全協定の写し（第36条第2項関係）

**附 則**

**条例の施行期日**

（施行期日）  
1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

規則（施行期日）  
1 この規則は、平成22年1月1日から施行する。

**【趣 旨】**

本附則は、条例を施行する日について定めたものである。

**従前の手続に係る経過措置**

（経過措置）  
2 この条例の施行の際現に産業廃棄物処理施設等の設置等についてこの条例に規定する手続に相当する手続として規則で定めるものが開始されている場合において、事業者が当該規則で定めるものを実施するときは、この条例は、当該産業廃棄物処理施設等の設置等に

ついて適用しない。

規則（経過措置）

- 2 条例附則第2項の規則で定める手続は、岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱（平成21年岐阜県告示第707号）による改正前の岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱（平成10年岐阜県告示第770号）による手続とする。

#### 【趣 旨】

本附則は、条例の施行の際、事業者が旧制度に基づいた手続を開始している場合において引き続き旧制度の手続を行うときは、この条例手続を行う必要がないことについて定めたものである。

#### 【解釈・運用】

- 1 「規則で定めるものが開始されている場合」とは、岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱（平成21年岐阜県告示第707号による全部改正前のもの。以下、「旧指導要綱」という。）第7条第1項の規定による設置等事前協議書が計画地を所管する県事務所において受理されていることをいう。
- 2 「事業者が当該規則で定めるものを実施するとき」とは、引き続き旧指導要綱の手続を行う場合をいう。

### 条例の検討と必要な措置の実施

（検討）

- 3 知事は、この条例の施行後3年以内に、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 【趣 旨】

本附則は、条例の施行後に明らかとなった課題等について3年以内に検討を行い、必要な措置を講ずることについて定めたものである。

なお、本解釈運用基準についても施行後の状況を考慮し必要な見直しを行うものとする。

### 条例の施行に伴い改正する関係規程

（適正処理条例の一部改正）

- 4 適正処理条例の一部を次のように改正する。  
目次中「産業廃棄物処理施設設置者等の義務」を「小規模産業廃棄物処理施設の設置等の届出」に改める。  
「第2節 産業廃棄物処理施設設置者等の義務」を「第2節 小規模産業廃棄物処理施設の設置等の届出」に改める。  
第22条を削り、第21条の2を第22条とする。  
第23条及び第24条を次のように改める。  
第23条及び第24条 削除  
第28条の2中「第21条の2」を「第22条」に改める。  
第29条中「産業廃棄物処理施設設置者等」を「小規模産業廃棄物処理施設の設置者（第21条第1項、第2項又は第3項の規定による届出をしなければならない者をいう。）」に改める。  
第31条第2号中「第21条の2」を「第22条」に改める。

（岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

- 5 岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成12年岐阜県条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第165の項中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号から第21号までを1号ずつ繰り上げる。

**【趣 旨】**

本附則は、この条例の施行に伴い改正の必要が生じる関係条例について、この条例において改正する事項を定めたものである。

**条例の改正経過**

附 則（平成23年7月12日条例第30号）  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月26日条例第73号）  
この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月28日規則第94号）  
この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成25年3月19日規則第4号）  
この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日規則第38号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年4月1日規則第40号）  
この規則は、公布の日から施行する。

**【趣 旨】**

本附則は、改正条例及び改正規則を施行する日について定めたものである。